

免震材料に関する第三者委員会
報告書

平成 27 年 7 月 29 日

免震材料に関する第三者委員会

免震材料に関する第三者委員会報告書

目次

はじめに	1
<u>I 免震材料に関する第三者委員会の設置</u>	2
①設置の趣旨	
②第三者委員会の構成	
③第三者委員会の開催経緯	
<u>II 免震材料の不正事案の概要等</u>	3
1. 免震材料の不正事案の概要	3
①不正の内容	
②東洋ゴム工業(株)が製造した免震材料	
③不正免震材料が使用された建築物の構造安全性	
2. 指定建築材料に関する大臣認定制度の概要	4
<u>III 免震材料の不正事案に係る判明事実と発生原因</u>	6
1. 国土交通省が実施した調査及び東洋ゴム工業(株)による調査	6
(1) 国土交通省が実施した調査	
①東洋ゴム工業(株)に対する立入調査	
②出荷前立会検査に参加したゼネコン関係者に対するヒアリング	
③IS09001の認証機関に対するヒアリング	
④指定性能評価機関に対するヒアリング	
⑤免震材料を製造する他の事業者に対する調査	
(2) 東洋ゴム工業(株)による調査	
①問題行為の概要	
②問題行為に及んだ動機等及び問題行為への関与者の範囲	
③本件の問題行為の分析	
④中間調査報告後に判明した留意すべき事項	
⑤問題行為の発覚状況及び東洋ゴム工業(株)等の対応状況	
⑥問題行為の発覚状況及び東洋ゴム工業(株)等の対応状況の分析	
⑦原因及び背景	
2. 調査により判明した事実と免震材料の不正事案の発生原因	18
(1) 東洋ゴム工業(株)内的要因に関わること	
①業務実施体制が脆弱で、不正が生まれやすい環境	
②社内チェック体制が不十分で、不正を見逃しやすい環境	
③不正対応システムが不十分で、問題発覚後の不適切な対応により被害が拡大	
④外部に対する「見える化」等が不十分で、不正を見逃しやすい環境	
⑤断熱パネル問題の再発防止策が不十分	
(2) 外的要因に関わること	
①指定性能評価機関による性能評価の限界	
②工事施工者等によるチェックの限界	
③IS09001の認証機関の審査に限界	
④大臣認定後のフォローが不十分	
⑤過去に不正を行った企業に対する監視が不十分	

IV 第三者委員会としての提言	22
1. 大臣認定制度の見直しを含む再発防止策について	22
(1) 大臣認定制度のあり方に関する基本方針	
(2) 大臣認定制度の見直しの方向性	
①安全性に直結しない種類の製品	
②市場で検証がなされる製品	
③過去に不正を行った企業	
(3) 見直し対象となる大臣認定品に対して講ずべき対応	
①免震材料について講ずべき対応	
②免震材料以外の大員認定品について講ずべき対応	
(4) 東洋ゴム工業(株)に求める今後の対応	
2. 不正免震材料の交換改修について	25
(1) 交換改修について	
(2) 交換改修用の免震材料の出荷について	
おわりに	28

【参考資料】

1. 免震材料に関する第三者委員会規約・名簿
2. 免震材料に関する第三者委員会議事要旨（第1回～第7回）
3. 平成27年3月18日付け指示事項（国土交通副大臣から東洋ゴム工業(株)代表取締役社長に対して手交）
4. 製品検査における性能値のずれと基準値との関係

はじめに

免震材料に関する第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）においては、東洋ゴム工業株式会社（以下「東洋ゴム工業(株)」という。）による免震材料の不正事案の発覚を受けて、不正免震材料を用いた建築物の構造安全性の検証、不正事案の原因究明、再発防止策及び不正免震材料の交換改修について、専門的見地から検討を実施してきた。

本報告書は、これまでの検討を踏まえた再発防止策及び交換改修について、国土交通省に対する提言としてとりまとめたものである。なお、本報告書は、本件事案の責任を問うことを目的としたものではない。

I 免震材料に関する第三者委員会の設置

① 設置の趣旨

国土交通省は、東洋ゴム工業(株)による免震材料の不正事案を受け、不正免震材料を用いた建築物の構造安全性の検証、不正事案の原因究明、再発防止策及び不正免震材料の交換改修について、専門的見地から検討し国土交通省に対して提言を行うことを目的として、3月31日に学識経験者からなる第三者委員会を設置した。

② 第三者委員会の構成

委員長	深尾 精一	首都大学東京名誉教授
副委員長	北村 春幸	東京理科大学教授
	大森 文彦	東洋大学教授・弁護士
	清家 剛	東京大学大学院准教授
	中川 聡子	東京都市大学教授
	西山 功	国立研究開発法人建築研究所理事

③ 第三者委員会の開催経緯

第1回	4月3日(金)	19:00~21:00	中央合同庁舎3号館	4階特別会議室
第2回	4月27日(月)	17:30~19:30	中央合同庁舎3号館	10階共用会議室
第3回	5月29日(金)	10:00~12:00	中央合同庁舎3号館	4階特別会議室ほか
第4回	6月22日(月)	17:00~19:00	中央合同庁舎3号館	11階特別会議室
第5回	6月29日(月)	16:00~17:30	中央合同庁舎3号館	4階幹部コーナー会議室
第6回	7月17日(金)	13:00~15:00	中央合同庁舎3号館	4階特別会議室
第7回	7月29日(水)	10:00~11:30	中央合同庁舎3号館	4階特別会議室

Ⅱ 免震材料の不正事案の概要等

1. 免震材料の不正事案の概要

① 不正の内容

東洋ゴム工業(株)は、免震材料について以下の不正を行った。

- ・不正な申請書を提出し建築基準法に基づく性能評価・大臣認定を受けていたこと（大臣認定不正取得）
- ・大臣認定の内容に適合しない製品を製造・出荷していたこと（大臣認定不適合）

具体的には、大臣認定不正取得とは、免震材料の性能評価・大臣認定の取得に当たって、大臣認定に適合しない製品を大臣認定に適合する製品であるとして出荷した製品のデータ及び試験結果を提出し、新たな性能評価・大臣認定を受けていたことである。

また、大臣認定不適合とは、免震材料の製造・出荷に当たって、大臣認定を受けた免震材料に関し、製品検査における性能値が大臣認定の際に定められた基準値に適合しない製品について、基準値に適合するよう性能値を改ざんし、地震の揺れを抑える能力が大臣認定品より低い製品（具体的には、等価粘性減衰定数・等価剛性が大臣認定で許容されていた基準値の範囲を超えていた製品）を製造・出荷していたことである。

② 東洋ゴム工業(株)が製造した免震材料

東洋ゴム工業(株)は、平成8年4月から平成27年2月までの間に、高減衰ゴム系積層ゴム支承（G0.35、G0.39、G0.62及び戸建住宅用）、天然ゴム系積層ゴム支承並びに弾性すべり支承を製造・出荷した。なお、平成12年12月以降は建築基準法第37条の規定に基づく指定建築材料（免震材料）の大臣認定を取得し、製造・出荷している。

同社が製造・出荷した各免震材料の出荷基数と当該免震材料が用いられた建築物の棟数は、次の表のとおりである。

各免震材料の出荷基数と建築物の棟数

免震材料の種類	出荷基数	棟数※
高減衰ゴム系積層ゴム支承	4,717 基	182 棟
G0.35	2,571 基	122 棟
G0.39	2,045 基	55 棟
G0.62	35 基	4 棟
戸建住宅用	66 基	4 棟
天然ゴム系積層ゴム支承	858 基	31 棟
弾性すべり支承	193 基	22 棟
合 計	5,768 基	209 棟

※棟数については、2種類の免震材料が一つの建築物に用いられているものがあるため、それぞれの合計と一致しない。
また、除却された建築物は除く。

③ 不正免震材料が使用された建築物の構造安全性

3月13日に公表された免震材料（高減衰ゴム系積層ゴム支承（G0.39））が使用されている55棟については、全て地震の揺れを抑える能力が大臣認定品を用いたものより低くなっており、4月21日に公表された免震材料（G0.39以外の高減衰ゴム系積層ゴム支承、天然ゴム系積層ゴム支承、弾性すべり支承）が使用されている154棟中99棟については、90棟が同様に大臣認定品を用いたものより能力が低く、9棟が製造時のデータ欠損により性能が不明となっていた。

これらの建築物の構造安全性を検証するため、東洋ゴム工業(株)が検証を行い、「震度6強

から震度 7 程度の地震に対して倒壊するおそれはない」との報告を国土交通省に行った。

国土交通省は、東洋ゴム工業(株)に対して実施した立入検査の際に入手した資料をもとに、今回の構造安全性の検証に用いられた免震材料のデータについて、不正な操作が行われていないものであることを確認した。そのうえで、国土交通省から、第三者機関（一般財団法人日本建築センター及び日本 E R I 株式会社）に対して、東洋ゴム工業(株)から報告を受けた構造安全性の検証の結果について評価を依頼し、その内容を確認した。なお、その後判明した品質管理部門の職員による不正については、この検証に影響を与えるものではない。

また、製造時のデータ欠損により検証に必要な値が再現できない免震材料については、第三者委員会の指摘を踏まえ、工学的に十分に安全側となる数値を用いて検証を行っている。具体的には、①全数の個別値、②製造時期・積層ゴムの大きさ別の個別値、③製造時期別の建築物ごとの平均値について、それぞれ製造ばらつきが正規分布であると仮定した場合の平均値 $\pm 3\sigma$ の値を最悪値として用いて検証を行っている。

2. 指定建築材料に関する大臣認定制度の概要

建築基準法第 37 条では、建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料の品質に関する規定が定められている。具体的には、国土交通大臣が定めた建築材料（以下「指定建築材料」という。）については、日本工業規格（J I S）又は日本農林規格（J A S）に適合するものであるか、国土交通大臣の認定を受けたものでなければならない。

指定建築材料には、構造用鋼材、鉄筋、コンクリートなどの 22 種類の建築材料が定められており、免震材料もその一つである。なお、免震材料については適合すべき J I S が定められていないことから、全て国土交通大臣の認定を受けなければならない。

指定建築材料の大臣認定を取得するに当たって、申請者は、国土交通大臣が指定した指定性能評価機関において、当該指定建築材料が品質に関する技術的基準に適合するかどうかについて、学識経験者等による性能評価を受けることされている。従来、性能評価は原則として申請書類の書面審査や申請者に対するヒアリングにより行われている（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第 63 条）。

品質に関する技術的基準は、平成 12 年建設省告示第 1446 号において、指定建築材料ごとに測定方法等とそれにより確認すべき品質基準、検査項目及び検査方法を定めるほか、社内規格の整備その他の品質管理方法、品質管理の組織的な運営方法その他の品質保持に必要な技術的生産条件の基準が規定されている。なお、製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が IS09001（品質マネジメントシステム）の規定に適合している場合は、同告示における品質管理方法等の品質保持に必要な技術的生産条件の一部の基準に適合しているものとみなされる。

また、書面審査の対象となる指定建築材料に係る性能評価を受ける際に申請者が提出すべき図書等は、以下のとおりである（建築材料の品質性能評価業務方法書）。

- イ 性能評価申請書
- ロ 建築材料の概要・適用範囲が記載された図書
- ハ 建築材料の品質基準に係る材料特性が記載された図書
- ニ 材料特性に関する統計的データ
- ホ 統計的データを作成するために実施した試験に関する事項が記載された図書
- ヘ 品質管理に関する以下の図書
 - ・申請に係る建築材料を製造する工場等に関する事項が記載された図書
 - ・申請に係る建築材料の生産に関する事項が記載された図書
 - ・申請に係る建築材料に係る品質管理推進責任者に関する事項が記載された図書
 - ・主要な社内規格及び品質管理記録 等

当該指定建築材料が品質に関する技術的基準に適合していると評価された場合には、指定性

能評価機関から性能評価書が交付される。申請者は、この性能評価書を添えて、国土交通大臣に認定申請を行い、国土交通省において指定性能評価機関が性能評価すべき項目を全て評価しているかどうかの審査がなされ、大臣認定書が交付される。

Ⅲ 免震材料の不正事案に係る判明事実と発生原因

1. 国土交通省が実施した調査及び東洋ゴム工業(株)による調査

(1) 国土交通省が実施した調査

国土交通省では、免震材料の不正事案が発生した原因を解明するため、東洋ゴム工業(株)に対する立入検査、出荷前立会検査に参加したゼネコン関係者、指定性能評価機関及びISO9001の認証機関に対するヒアリング並びに免震材料を製造する他の事業者に対する調査を実施した。

① 東洋ゴム工業(株)に対する立入検査

国土交通省は、東洋ゴム工業(株)による免震材料の不正事案の発生を受け、平成27年3月17日以降6回にわたり、同社明石工場ほかへの立入検査を実施した。

【立入検査の実施経過】

	立入日	立入場所	趣旨・目的
第1回	3月17日	明石工場	不正が行われたプロセスに関する事実確認及びデータの改ざんを示す資料の入手
第2回	3月24・25日	中央研究所・兵庫工場	免震材料の開発等に関与している東洋ゴム化工品株式会社(以下「東洋ゴム化工品(株)」という。)職員の個別ヒアリング
第3回	4月1日	明石工場	工場の品質管理の状況等に関する説明聴取及び東洋ゴム化工品(株)職員の個別ヒアリング
第4回	4月20・21日	本社	開発当初からの経緯等に関する説明聴取及び東洋ゴム化工品(株)職員の個別ヒアリング
第5回	5月4日	本社	公表された社外調査チームによる中間調査報告書の概要に関する説明聴取
第6回	5月22日	明石工場	不正が発生した背景に関する事実関係の把握

立入検査の結果を整理すると、以下のとおりである。なお、供述については、特に説明がない限り、東洋ゴム化工品(株)の職員によるものである。

イ 業務実施体制に関する事項

○ 免震材料の開発・製造・品質管理を行う技術力について

<新たな免震材料を開発する技術力>

G0.39の高減衰ゴム系積層ゴム支承の開発時の状況について、不正を行った開発部門の当初担当者は、「G0.39の開発については、先行他社と共通の性能基準を採用することが前提となっており、共通の性能基準に合わせるため、開発はかなり苦勞した。」

「G0.39のゴム配合については、G0.35や天然ゴムとは異なり、研究所で決められたので、工場では配合と物性の関係を理解できておらず、工場で配合を見直すことができなかった。また、工場の材料担当者は配合の見直しについて研究所と相談することはなかった。」「減衰性能が高いG0.39は、性能試験結果の振動数補正が必要であり、補正方法を決めるのに苦勞した。」「当時の上司から、『申請時点では全てのデータが揃っていないなくても構わない。』と言われ、性能試験を行っていないサイズの試験体のデータについては、当該上司の指示のもと、実際に試験を行った別のサイズの試験体のデータを修正する方法により算出した。」「G0.39の大臣認定を急いだ理由については、具体の物件があったからであり、入札に間に合うように認定を取ったが、結局は受注できなかった。」旨を述べている。

また、ゴム配合担当者は、「G0.39の開発では、試作段階で共通の性能基準になかなか合わなかったため、先行他社から配合の技術を教えてもらうという議論もあったが、結局は自社開発となった。」旨を述べている。

一方で、平成 14 年 3 月に作成された G0.39 の商品企画書においては、当該製品が新製品扱いであったにも関わらず、社内審査のレベルが引き下げられていたほか、建築基準法に基づく大臣認定が必要であるにも関わらず、法令要求事項が『無』と記載されていた。また、平成 14 年 1 月から 3 月にかけて作成された、開発部門から製造部門への試験体の試作指示書においては、大臣認定取得や個別物件受注のため、大至急試作を行うよう協力を求める記載があった。

以上を踏まえると、G0.39 の開発は容易でなかったにも関わらず、同じ性能レベルの製品を既に開発していた先行他社に追いつくため、社内ルール通りの手続きを踏まないなど拙速に開発を進め、結果として試験体数が不足している開発途上の段階で大臣認定を取得していたと考えられ、東洋ゴム工業(株)は、少なくとも G0.39 に関し、開発技術力を有していたか疑問と言わざるを得ない。

<所要の性能を有する免震材料を製造する技術力>

G0.39 の製造について、ゴム配合担当者は、「高減衰ゴムは粘着しやすい性質を持っているので、練り工程でうまく攪拌できず、不均一なゴムができることがある。」「G0.39 の製造では、ゴムの粘着性が高く、ゴムシートがくっついて離れない等のトラブルが多発していたため、試作段階が継続していると認識していたが、自分が異動した後に量産することになったと聞き、信じられなかった。その後、明石工場に戻った時も、ゴムの配合は基本的に試作段階と変わっていなかった。」旨を述べている。

また、G0.39 が用いられていた 55 棟についての構造安全性の検証において、等価粘性減衰定数及び等価剛性の製造ばらつきが、大臣認定の基準の範囲から大きくずれていたことが判明しており、出荷された製品は認定品との製品の同一性が認められないと言える。

一方で、東洋ゴム工業(株)取締役常務執行役員兼技術統括センター長は、G0.39 の製造を行う技術力について「試作段階では性能が出ており、第 1 物件ではターゲットに収まっていたことから、当初は生産能力があったと認識している。ただし、その後は、ターゲットに収まらない製品が出ており、本来であれば改善していくべきところを、数値の改ざんに走ってしまったのは非常に残念に思っている。」旨を述べている。

以上を踏まえると、G0.39 の製造について、製造技術が量産化のレベルに達していない段階で受注を始め、製造技術の改善を行うことなく大臣認定不適合の製品の出荷を続けており、東洋ゴム工業(株)は、少なくとも G0.39 に関し、所要の性能を有する製品を適切に製造する技術力が不足していたと言わざるを得ない。

<免震材料の品質管理を適確に行う技術力>

免震材料の性能試験について、不正を行った開発部門の当初担当者は、「26MN の 2 軸試験機について、摩擦係数が経年変化するとは思っていなかったもので、なぜ結果がずれるかわからないまま色々な係数を操作する方法でデータを補正することにした。」旨を述べており、計測した摩擦係数に基づく摩擦補正は行われず、技術的根拠がないデータ補正が行われていた。

また、免震材料の品質管理について、品質管理部門の長は、「品質管理部門は、開発部門から各種補正を行った後のデータを受け取って検査成績書を発行しており、補正内容を把握していなかった。」「品質管理部門は、試験データが不合格の場合、出荷を認めないという権限を持つが、試験データが正しいという前提でチェックしているので、今回の件は見抜けなかった。また、免震ゴムについては、長年にわたり工程が変わっていないこと、担当者が固定されていること、大臣認定を受けていることなどから、問題がないというイメージを持っていた。」旨を述べており、社内での品質管理の仕組みが有効に機能していなかったことがうかがえる。

以上を踏まえると、東洋ゴム工業(株)は、性能試験の適確な実施を含め、免震材料の品質管理を適確に行う技術力が欠如していたと言わざるを得ない。

○ 免震材料の開発等に関わる担当者の品質確保意識について

免震材料の性能試験結果について、不正を行った開発部門の当初担当者は、「自分が

担当する前から、性能試験結果が大臣認定の基準の範囲に収まるように補正されていた。なお、過去においては、品質管理部門がこのような補正を行っていた。」旨を述べている。

また、品質管理部門の担当者は、「立会検査の試験成績書は、開発部門から送られてきた補正後の試験結果に合うように何度も数値を入れ直して調整し、グラフを作成していた。この方法は、品質管理部門に配属された際の上司から引き継いだと記憶している。」「ある時期までは、性能検査から試験成績書発行までを品質管理部門で一貫して行っていた。」旨を述べており、立会検査等における試験成績書の作成において、品質管理部門の担当者が不適切な行為を行っていた可能性が高い。

これらを踏まえると、不正を行った開発部門の当初担当者だけでなく、品質確保について責任を負うべき品質管理部門の担当者も含めて、東洋ゴム工業(株)には、品質確保の意識が著しく不十分な者が少なからず存在した可能性もあると考えられる。

○ 免震材料を担当する人員・体制の状況について

東洋ゴム工業(株)において、免震材料の開発及び設計を担当する人員は、免震材料開発の初期段階であった平成8年から平成19年までは4~5名であったが、利益があまり伸びないという理由で開発体制が縮小され、平成20年から不正の発覚に至るまでは1~2名であった。また、不正を行った開発部門の当初担当者は、平成8年から平成24年までの間、異動することなく免震材料の開発に携わっていた。

このような体制の中で、不正を行った開発部門の当初担当者は、後任に引き継ぐ際、「その時点で適切と考えていた振動数補正係数、摩擦係数を伝えただけで、その根拠までは伝えていない。」旨を述べている。

また、引継ぎを受けた後任担当者は、「引き継いだ補正係数に若干の疑問を感じたが、他の業務で忙しかったため、深く追求せず、ルーチンワークとして作業していた。その後、社内勉強会で、講師である前任者に補正係数の根拠等について質問したが、的外れな回答しかなかった。」旨を述べている。

これらを踏まえると、後述の他事業者の状況と比較するまでもなく、東洋ゴム工業(株)は、建築物の安全性に直結する種類の製品である免震材料の開発及び設計を適切に実施できる人員・体制が確保されていたとは認められない。

○ 免震材料の開発部門における担当者と上司の関係について

G0.39の大臣認定を取得した際の状況について、不正を行った開発部門の当初担当者は、「当時の上司から、『申請時点では全てのデータが揃っていなくても構わない。』」と言われ、性能試験を行っていないサイズの試験体のデータについては、当該上司の指示のもと、実際に試験を行った別のサイズの試験体のデータを修正する方法により算出した(再掲)。「試験体の試作指示を製造部門に出していたが、工場のキャパシティがいっぱいで、全ての試作品を作ってもらえなかった。このことは、当然上司も知っていた。」旨を述べている。

実際に、平成13年12月から翌年3月にかけて作成された、開発部門から製造部門への試験体の試作指示書においては、大臣認定取得や個別物件受注のため、大至急試作を行うよう協力を求める記載があった。

このほか、不正を行った開発部門の当初担当者から上司への技術業務報告書には、「摩擦係数測定するも規格に足らず。面当たりが悪く30%程度しか当たっていない。その分補正して報告書を作成する予定。」「機差補正(8%)しても若干剛性高いがほぼ要求性能は満足した。実験報告書をまとめ部材認定資料の一部とする予定。」「鉛直剛性は機差補正(8%補正)してほぼ要求性能は満足した。水平剛性は15%補正しないと規格に入らず。」との記載があった。

これらを踏まえると、大臣認定の取得の際の担当者の不正は、少なくとも上司の認識のもとで行われていた可能性が極めて高く、東洋ゴム工業(株)における免震材料の開発部門では、担当者に対する上司の監督が著しく不適切であったと言わざるを得ない。

○ 免震材料の開発部門と他部門との関係について

免震材料の開発部門と他部門の関係について、不正を行った開発部門の当初担当者は、「営業部門からの圧力に加え、製造部門からの圧力があつた。不良率0%を目標として掲げているが、そのような目標は非現実的である。」旨を述べている。

また、開発部門の後任担当者は、「量産化のための課題解決は、開発部門と製造部門が協力して取り組むべきであつたと思うが、縦割意識が強くてそれができなかったのではないか。」旨を述べている。

これらに加えて、東洋ゴム化工品(株)兵庫事業所長は、「以前は、製造部門は開発部門よりも強かつた。不良品が発生した場合、その損金をどの部門で負担するかが問題となり、開発部門で負担することが多かつた。」旨を述べており、また、東洋ゴム工業(株)取締役常務執行役員兼技術統括センター長は、不正が行われた動機について、「不良品が発生した場合、開発部門が研究開発費で費用負担するという特殊ルールが存在したため、できるだけそのまま合格としたかつたのではないか。」旨を述べている。

これらを踏まえると、東洋ゴム工業(株)における免震材料の開発部門と製造部門は、顧客にとって良い製品を作るために互いに協力するという関係からかけ離れており、こうしたことを背景として、不良品が発生した際の対応が開発部門に一方的に押しつけられ、開発部門当初担当者の不正につながつたと考えられる。

○ 経営・執行幹部による状況把握について

平成11年(GO.39開発の数年前)の東洋ゴム工業(株)の「中期経営計画」において、「免震・支承・防振ゴムについては、自社に強みがあり、事業の収益性が高い。」との記載があつたことが確認された。

また、平成14年(GO.39開発時期)の取締役会では、免震ゴム、ゴム支承の大型化、評価要求の高度化に対応するためとして、2軸試験機(26MN)の投資が審議・可決されていたことが確認された。

一方で、これら以外には、役員による各種会議において、免震材料に関する事業展開上の課題、戦略等に関する議論が行われた記録は確認できなかった。

以上のことから、東洋ゴム工業(株)の経営・執行幹部は、自社の免震材料製品の状況、課題等を適確に把握していたとは言い難い。

□ 社内チェック体制に関する事項

○ 性能検査から検査成績書発行に至る流れ及び担当者の役割分担について

平成17年2月に改訂された検査規格において、「検査結果の合否判定については、結果の補正(温度、速度、摩擦等)が必要なため、化工品技術部(注:当時の開発部門の名称)が行う」ことが定められたが、「補正」の具体的な手続きは文書化されていなかったほか、QC工程表には、開発部門が合否判定を行うことが反映されなかった。

以上のことから、東洋ゴム工業(株)においては、免震材料の性能検査から検査成績書発行に至る流れ及び担当者の役割分担について、ルールが適切に定められていたとは言い難い。

○ 社内での性能検査の結果の「見える化」について

一般的に、性能検査の結果を社内でも共有することは、製品の改善や生産効率の向上のために極めて重要であると考えられるが、東洋ゴム工業(株)では、免震材料について、品質保証部門が管理している性能検査の結果が、開発部門や製造部門にフィードバックされていなかったため、製品の改善等が適切に行われなかつただけでなく、不正の発生を未然に防止することができなかった。

また、4月21日公表された99棟の不正に関する東洋ゴム工業(株)から国土交通省への報告では、製造時のデータが欠損していた免震材料が少なからず存在していた。

○ 社内監査の実効性について

東洋ゴム工業(株)ダイバーテック事業本部の品質マニュアルにおいては、品質保証部長を統括管理責任者に、また東洋ゴム化工品(株)社長ほかを、統括管理責任者を補佐する拠点管理責任者に任命し、品質マニュアルに従って業務を行い、実施状況を内

部監査等によって確認することとされている。

実態としては、免震材料担当者以外の者による社内監査が年1回実施されていたが、性能検査の数値が基準を満足しているかどうかのチェックしかなされておらず、性能検査の数値の妥当性までは検証されていなかったため、不正が見逃された。

また、断熱パネル不正後に導入された、本社による品質監査(平成21年3月18日実施)で、開発部門がデータ補正に関与していることに本社の監査員は気づいたが、それを○(指摘なし)と判定していた。

以上のことから、東洋ゴム工業(株)においては、品質管理責任者が置かれるなど、一定の社内監査の体制は整備されていたものの、その実効性が確保されていなかったと言わざるを得ない。

ハ 工事施工者等によるチェックに関する事項

- 工事施工者等に提出する製作要領書の記載内容について

製作要領書においては、等価粘性減衰定数及び等価剛性に係る振動数補正、温度補正及び摩擦補正のいずれについても記載がなく、東洋ゴム工業(株)の免震材料を使用することとなった工事施工者等は、データ補正の方法を容易には把握できない状況であったと考えられる。

- 工事施工者等に提出する検査成績書の記載内容について

工事施工者等に提出される性能試験成績書には、各種補正を行った後の荷重-変形曲線のループ図及び試験結果の数値等が記載されていたが、各種補正については記載がなく、また、説明を求める工事施工者等は、ほとんどいなかったと考えられる。

- ISO9001に基づく品質管理の状況

ISO9001では、3年ごとに認証の更新を受け、毎年サーベイランスを受けている状況であり、免震材料に関しては、過去に少なくとも1回はサーベイランスを受け、不適合品を識別するための方法が規定されていないという指摘があったことが確認された。

一方で、試験結果の補正については、ISO9001の品質マニュアルに基づくQC工程表にその手続きが記載されておらず、ISO9001の認証機関のサーベイランスを受けても、不正が発見されることはほぼ不可能な状況であったと考えられる。

② 出荷前立会検査に参加したゼネコン関係者に対するヒアリング

国土交通省は、平成27年4月、東洋ゴム工業(株)が製造した免震材料に関する出荷前立会検査に参加したゼネコンの構造設計担当者2名に対し、電話によるヒアリングを実施した。ヒアリングの結果(発言要旨)を整理すると、以下のとおりである。

イ 立会検査時のチェックポイントについて

- ・ 構造設計担当者は、立会検査時には製品毎の性能のばらつきを気にしている。経年劣化を考えて、なるべく軟らかい製品となるようお願いしている。また、ばらつきがあった場合に、建物の偏心が少なくなるように、一つ一つの製品をどこに配置するかを指定するようにしている。一方、工事現場担当者が立会検査時に気にするのは、寸法や納期である。
- ・ 構造設計担当者は、寸法や外観の傷のチェック、きちんと性能試験をしているかを確認している。また、デベロッパーが立会検査に来ることも多く、その際は免震材料の説明をする担当となる。なるべく軟らかい製品となるようお願いはしているが、基準値内であれば不可とは言えない。一方、工事現場担当者は、工程や現場での据え付け方、運搬方法などを立会検査時に気にしているようである。

ロ 高減衰ゴム系積層ゴム支承における性能試験結果の補正について

- ・ 高減衰ゴムの免震材料に振動数補正が必要であることは当然のこととして知っている。ただ、免震材料メーカー側で行うことであるため、構造設計者としては如何ともしようがなかった。また、試験成績書に記載のある荷重-変形曲線のループ図は補正後のものなので、今回の不正に気付くことができなかった。

- ・実際の速度で試験ができない以上、高減衰ゴムの免震材料は補正をしなければならないことは知っている。複雑な操作をしているのであろうと思ったが、そこに構造設計者である自分が立ち入っても仕方がないので、何も聞かなかった。

③ 指定性能評価機関に対するヒアリング

国土交通省は、平成 27 年 4 月から 5 月にかけて、東洋ゴム工業(株)が製造した免震材料に関する性能評価を行った指定性能評価機関 2 機関に対し、審査状況に関するヒアリングを実施した。ヒアリングの結果（発言要旨）を整理すると、以下のとおりである。

イ 試験データの審査状況

- ・審査は書面審査であり、東洋ゴムの G0.39 の試験データを見ても、一般的な高減衰ゴム系積層ゴム支承の傾向から逸脱しておらず、データの偽装は判断できなかった。

ロ 品質管理の審査状況

- ・G0.39 は新たに開発した製品であり、十分な試験数、出荷実績がないという前提で審査している。製造ばらつきの基準値(製品個々値は±20%、建築物としての平均値は±10%)が他メーカーとおおむね同等に設定されていたため、品質管理が十分可能と判断した。
- ・書類上で品質管理の社内規定が整備されていること及び ISO9001 の登録及び更新がなされていることにより、これらの仕組みが実行されていると解釈し、生産体制について適切と判断した。

④ ISO9001 の認証機関に対するヒアリング

国土交通省は、平成 27 年 5 月から 6 月にかけて、東洋ゴム工業(株)に対する ISO9001 の認証を行った認証機関 2 機関に対し、審査方法等に関するヒアリングを実施した。ヒアリングの結果（発言要旨）を整理すると、以下のとおりである。

イ 通常審査方法について

- ・審査員は実際のプロセスが要求事項や社内の規定と合っているかどうかを確認するとともに、さまざまな観点からつじつまが合わない点がないかを審査する。
- ・すべてを審査する時間はないので、審査対象を抽出する。過去の指摘事項や発生した不具合に関連する箇所を重点的に審査することが多い。ゴム製品については、作り込みが重要であることから、一般的には、検査工程よりも製造工程に重点を置いて審査する。

ロ 不正を見抜くことが可能かについて

- ・工程表をもとに現地でプロセスを審査するため、工程表に記載されていないプロセスの発見は、そのプロセスが現地で稼働していなければ難しい。もし発見した場合には、そのプロセスが重要と判断されれば、工程表に記載するよう指摘する。さらに、プロセス前後の数値のチェックまで行えば、不正を見抜くことが可能であったかもしれない。
- ・3年に1度、トレーサビリティに重点を置いて審査しており、免震材料が審査対象に抽出されれば、工程表に記載されていないプロセスがあることを発見できた可能性はあるが、組織的にその工程が隠蔽されていたのであれば、発見は困難である。

ハ 不正発覚後の対応について

- ・組織の不祥事への対応について、認証機関の対応マニュアルが近年整備され、不正が生じた場合には、まずは認証の一時停止をし、再発防止策を講じてもらうこととなる。そのうえで、内容によって、認証の取消しをすることになる。また、審査員は、関連する他の会社についても、公表されている情報をもとに、不正がないか重点的に審査することが多い。

ニ 再発防止策について

- ・認証機関の審査が適切に行われるよう、工程表にもれなく工程を記載することが重要である。また、契約先のゼネコンが免震材料を購入する際のチェックのルールを決めることも有効かもしれない。

⑤ 免震材料を製造する他の事業者に対する調査

イ 積層ゴム支承に係る構造方法等の認定に関する実態調査

国土交通省は、3月19日、積層ゴム支承の大臣認定を受けている26社（東洋ゴム工業(株)を除く。）に対し、大臣認定不適合又は大臣認定不正取得の有無について、過去の性能評価に当たって提出した試験記録の確認や担当者への聴取等を含めて調査を行い、4月20日までに回答するよう依頼した。期日までに26社全社（連名で認定を取得し代表者がまとめて回答したもの等を含む。）から、積層ゴム支承に係る全ての大臣認定について、大臣認定不適合又は大臣認定不正取得のいずれもなかった旨の回答があった。

ロ 積層ゴム支承を出荷している各社の業務実施体制等に関する実態調査

国土交通省は、3月から6月にかけて、積層ゴム支承を現在も製造・出荷している事業者8社（複数社で製造・販売等を分担して行っている事業者は1社としてカウント）に対する立入検査・ヒアリングを行い、業務実施体制や社内チェック体制等について実態調査を実施した。調査結果を整理すると、以下のとおりである。

a) 業務実施体制に関する事項

○ 免震材料を担当する人員・体制の状況について

各事業者における免震材料の開発及び設計を担当する人員は、5名（年間の生産が100基程度の事業者）～30名程度（年間の生産が1,000基超の事業者）となっていた。

○ 免震材料の開発・製造・品質管理を行う各部門の情報共有の状況について

定期的に（2週間に1回～月に1回）免震材料担当者の会議を開催し、各部門の現状、課題等に関する情報を共有している事業者や、免震材料担当事業部の中に、開発、製造、品質管理の各部門があり、担当部長が免震材料に関する全ての部門を統括している事業者があった。また、生産性、品質、コスト等の現状と課題についてわかりやすくまとめた資料を工場にパネル掲示している事業者があった。

○ 性能試験で不良品が発生した場合の取扱いについて

不良品が発生した場合は、原因、影響度を分析したうえで処理し、そのコストは製造部門が負担する事業者や、不良品のコストは製造部門が負担したうえで、原因を特定し、原因部門毎に金額を整理する事業者があった。

○ 経営・執行幹部による状況把握について

担当の経営・執行幹部が工場に頻繁に足を運び、月に一度は免震材料担当部長から報告をうける事業者や、経営・執行幹部が免震材料担当者会議に参加し状況を常に把握している事業者があった。

○ 品質確保の取組、特に試験機の摩擦係数の把握状況について

天然ゴム支承を使用して、月に一度、摩擦係数を測定している事業者や、摩擦補正が不要となる試験機を独自に開発している事業者があった。

b) 社内チェック体制に関する事項

○ 性能検査から検査成績書発行に至る流れ及び担当者の役割分担について

業務手順と詳細な作業手順（役割分担を含む。）が文書化されている事業者や、データ補正を含む詳細な検査手順が文書化されている事業者があった。

○ 社内での性能検査の結果の「見える化」について

性能検査の結果について、イントラネットやメールを通じて社内関係者で共有することにより、同一物件の平均値管理に活用している事業者や、別物件の仕様検討に活用している事業者があった。

○ 社内監査の実効性を高めるための工夫について

免震材料担当事業部以外の者による社内監査を年2回実施し、監査者の知識不足は、免震材料の知識を有する他部門の者がサポートしている事業者や、製造会社が海外に立地しているため、販売会社が製造会社に職員を常時派遣し、技術指導及び監督を行っている事業者があった。

c) 不正発生時の対応に関する事項

- 担当者が経営・執行幹部へ不正行為等を直接伝達する仕組みについて
各事業者とも社内通報制度が用意されていた。また、製品安全に係る重大な問題や法規制違反等が発見された際、経営・執行幹部に緊急報告を行う仕組みが用意されている事業者があった。
- d) 工事施工者等によるチェックに関する事項
 - 工事施工者等に提出する製作要領書の記載内容について
振動数補正及び温度補正については大臣認定取得時の数式を記載し、摩擦補正については適用している旨を記載している事業者や、振動数補正及び摩擦補正の必要がなく、温度補正のみ大臣認定取得時の数式を記載している事業者があった。
 - 工事施工者等に提出する検査成績書の記載内容について
振動数補正及び温度補正については、各事業者とも検査成績書に補正前後の数値が記載されており（振動数補正については、該当する製品がある事業者のみ）、工事施工者等が検算することが可能な状況となっていた。一方で、摩擦補正については、摩擦補正が必要ないずれの事業者も、摩擦係数等の記載がなく、今後改善が必要であるとの認識であった。

(2) 東洋ゴム工業(株)による調査

東洋ゴム工業(株)は、免震材料の不正事案に関する原因の解明等について、同社と利害関係を有しない外部の専門家に調査を依頼することとなり、平成27年2月6日、小林英明弁護士を代表とする「免震積層ゴムの認定不適合」に関する社外調査チーム（長島・大野・常松法律事務所に所属する弁護士10名）に調査を依頼した。

社外調査チームは、2月8日以降、事実関係及びその原因の解明や、発覚に至る経緯の解明等を目的とする調査を開始し、4月23日時点における調査結果を中間調査報告書として取りまとめ、東洋ゴム工業(株)に報告するとともに、その後も調査を継続し、6月19日に調査報告書を東洋ゴム工業(株)に報告した。

東洋ゴム工業(株)は、中間調査報告書についてその概要を4月24日に公表、また、調査報告書の内容について人名の記号化等を行った調査報告書（公表版）を6月22日に公表した。

社外調査チームによる調査報告書（公表版）の内容について、第三者委員会として再発防止策を検討するうえで重要と考えられるポイントを整理すると、以下のとおりである。

① 問題行為の概要

- 開発部門で免震積層ゴムの性能検査を担当していた職員1名は、G0.39 他的大臣認定取得に際し、技術的根拠がない数値を記載して申請を行い、大臣認定を取得していた。また、同職員は、出荷時性能検査において、技術的根拠がない数値を用いて、大臣認定の基準に適合しているかのように社内担当者に報告し、実際には大臣認定の基準に適合していない免震積層ゴムを出荷に至らしめた。
- 上記職員の後任職員2名は、出荷時性能検査において、上記職員からの引継ぎに従い、上記職員と同様の方法を踏襲して、実際には大臣認定の基準に適合していない免震積層ゴムを出荷に至らしめた。
- 品質保証部の職員1名は、免震積層ゴムの検査成績書作成において、開発部門から受領した性能検査の測定結果をそのまま転記せず、技術的根拠のない恣意的な数値に書き換えたうえで検査成績書を顧客に交付していた。

② 問題行為に及んだ動機等及び問題行為への関与者の範囲

- 性能検査において問題行為を行っていた職員は、「平成14年から平成16年の大臣認定取得に際し、当時の上司から、大臣認定申請予定日までに申請資料を作成するよう厳しく指示を受けた。」「当該上司から『仮に大臣認定申請予定日までに試験結果を得ることができないのであれば、試験結果が得られたものとして申請資料を作成するように』と

言われた。」「推定を行う際には当該上司がその場に立会い、逐一指示を出していた。」と供述している。同職員の供述、その他の証拠に照らすと、当該上司の関与が存在した可能性は高い。

また、同職員は、同時期の別の上司に対し、「大臣認定取得の際、一部の規格の性能指標が大臣認定の基準に収まらないものがあることを報告していた。」と供述しているほか、平成23年から平成24年の間の上司からは、「日頃から性能検査で大臣認定の基準に適合しない場合があると、『お前が数値を入れろ』等と指示されていた。」と供述している。同職員の供述、その他の証拠に照らすと、当該2名の上司の関与が存在した可能性も相当程度ある。

さらに、同職員は、「製造部に所属していた職員から、性能検査において大臣認定の基準に適合しない場合があると、『納期に間に合わない』『製造部には非がないから数字を入れろ』等と指示されていた。」と供述している。同職員の供述、その他の証拠に照らすと、当該製造部所属職員1名の関与が存在した可能性は相当程度ある。

- 上記職員の後任職員2名は、「前任職員の指示に従い性能検査を行っていた。」等と供述し、うち1名は、「技術的根拠が不明な補正が行われていることを上司に報告したが具体的な指示を受けることができず、前任職員から引継ぎを受けた方法に従わざるを得なかった。」等と供述している。後任職員1名の電子メールにccとして入っていた3名の職員については、電子メールの存在に照らすと、少なくとも問題行為を認識していた可能性は相当程度ある。
- 品質保証部の職員は、「製品ごとの性能指標の差異が大きいと、顧客からクレームを受けることがあり、顧客からのクレームを受けることを避ける目的で数値を書き換えることがあった。」等と供述している。また、「検査成績書の数値を書き換えることについては、上司であった2名に相談したうえで行ったことだと思うが、記憶は定かではない。」「それ以降の上司は、免震積層ゴムについて十分な知識を有していなかったため検査成績書に関して相談することはなかった。」等と供述している。この供述に照らすと、品質保証部職員の上司であった2名については、少なくとも問題行為を認識していた可能性は相当程度ある。

③ 本件の問題行為の分析

- 職員が私的な利益を図る目的でなされた問題行為ではなく、問題行為の原因を、問題行為を行った者個人の資質の問題のみに求めることは、事態を矮小化するものであり許されない。
- 最初に問題行為を行った職員以外の職員も問題行為を行っており、東洋ゴム工業(株)グループの企業風土の問題性を指摘できる。
- 免震積層ゴムの性能評価業務は、長期間、最初に問題行為を行った職員1名のみが、監督・牽制を受けることなく担っており、当該職員が本件の問題行為に及ぶことは容易であった。
- 構造計算書の偽装問題や、東洋ゴム工業(株)自身による断熱パネル問題が社会問題化していた間も含め、14年以上にわたって問題行為が継続して行われ、東洋ゴム工業(株)等は問題行為を発見できなかった。
- ほぼ全ての免震積層ゴムに係る大臣認定及び製品に関して問題行為が行われており、そもそも東洋ゴム工業(株)及び東洋ゴム化工品(株)は、免震積層ゴムの製造・開発についての十分な能力を有していたか極めて疑問といわざるを得ず、本件の問題行為は、東洋ゴム工業(株)等が自社の能力不足やそれにより生ずるリスクを十分に検討することなく免震積層ゴムの事業を開始・推進した結果といえる。
- 免震積層ゴム事業は東洋ゴムグループにとって、いわば傍流事業と位置付けられるものであったため、製品品質の向上や優秀な人材の育成・確保等が進まないという状況が少なからず存在したものと考えられる。

④ 中間調査報告後に判明した留意すべき事項

- 断熱パネル問題が発生した後、平成 19 年末に、東洋ゴム工業(株)は全ての分野の製品について緊急品質監査を実施した結果、G0.39 の材料として用いているゴムの硬さに係る社内規格が、大臣認定申請の規格よりも緩和されたものであったことが発覚したが、緊急品質監査の結果として公表されなかった。
- 平成 20 年 4 月頃、出荷時の性能検査によって、水平剛性が高い値を示し、大臣認定の性能評価基準に適合しなかったにもかかわらず、再度の性能検査を経て出荷された G0.39 が存在した。

⑤ 問題行為の発覚状況及び東洋ゴム工業(株)等の対応状況

- 平成 25 年 1 月に免震積層ゴムの性能検査の業務を引き継いだ後任者の 1 名（以下、「後任者」という。）は、平成 25 年夏頃、上司である東洋ゴム化工品(株)開発技術部長に対し、「一部の免震積層ゴムの出荷時性能検査において、技術的根拠が不明な補正が行われている。」旨の報告をした。
- 平成 26 年 2 月 26 日、後任者らは、東洋ゴム化工品(株)社長に対し、「技術的根拠が不明な補正が行われている。」「大臣認定の基準を充足していない免震積層ゴムが製造・販売されている可能性がある。」旨の報告をした。
- 平成 26 年 5 月 12 日、取締役・ダイバーテック事業本部長らは、後任者から、「G0.39 の出荷時性能検査において、補正を名目として恣意的な数値を用いる方法で、検査結果を大臣認定の基準に適合させていたようである。」旨の説明を受けた。
- 平成 26 年 5 月 27 日、代表取締役社長（以下「当時の社長」という。）は、定例の近況報告において、東洋ゴム化工品(株)社長から、「免震積層ゴムの性能にばらつきがあり調査中である。」旨の報告を受けた。
- 平成 26 年 7 月 17 日、当時の社長らは、「出荷時性能検査及び大臣認定申請で、技術的根拠のない補正が行われていた。」「大臣認定申請の黒本中に記載された数値の中に、実測に基づかないものが含まれる。」旨の報告を受けた。
- 平成 26 年 8 月 13 日、代表取締役専務執行役員（以下「当時の専務」という。）は、初めて本件について詳細な報告を受けるとともに、「建物への影響は限定的である。」「東日本大震災を経験しても具体的な問題は生じていない。」旨の報告を受けた。
- 平成 26 年 8 月 18 日、取締役常務執行役員らが出席する会議において、「G0.39 の製造方法を改良することにより大臣認定の性能評価基準に適合する製品を製造できるようにすること」が、ダイバーテック事業本部の今後の方針として報告された。
- 平成 26 年 8 月下旬までに、ダイバーテック事業本部及び東洋ゴム化工品(株)は、「G0.39 について新規受注をしない方針」を決定した。
- 平成 26 年 9 月 1 日頃までには、複数の者から、「G0.39 以外の免震積層ゴムは問題ないのか。」との疑問が指摘されていた。
- 平成 26 年 9 月 11 日、当時の社長、当時の専務らが出席する会議において、振動数補正を行わなかったとしても、性能試験の結果が大臣認定の基準に適合しないことから、直近の G0.39 の出荷を停止する方向で準備することとなった。
- 平成 26 年 9 月 12 日、外部の法律事務所の弁護士に相談し、「出荷停止にした方がよい。」「基準に満たない場合には国交省への報告が必要になる。」旨の助言を受けた。
- 平成 26 年 9 月 16 日午前、当時の社長、当時の専務らが出席する会議において、「出荷停止の準備をすること」「国土交通省へ本件疑いの一報を行うこと」が確認された。
しかし、同日午後の会議（当時の専務は不在）で、「振動数補正を行わず、試験機差の補正を行うと、出荷予定の G0.39 の性能が大臣認定の基準に適合させることが可能である。」旨の報告があり、午前の方針が撤回され、出荷予定の G0.39 について予定どおりに出荷されることとなった。
- 平成 26 年 10 月 6 日、取締役常務執行役員兼技術統括センター長らが出席する会議において、過去に出荷された G0.35 及び G0.62 について、製品個々値が大臣認定の基準に

適合しないものが存在することがわかる資料が配布されたが、物件毎の平均値が大臣認定の基準を満たしていることのみが報告された。

- 平成 26 年 10 月 10 日、取締役常務執行役員兼技術統括センター長は、①出荷済みの G0.39 は、振動数補正を行わず、試験機差の補正を行ったとしても大臣認定の基準に適合しないものが相当数あること、②発覚以降の調査が長期化していたこと等に鑑み、QA 委員会の開催を決定した。

- 平成 26 年 10 月 23 日、当時の社長、当時の専務らが出席する会議において、「振動数補正を行わず、試験機差の補正を行ってもなお、出荷済みの G0.39 が大臣認定基準に適合しない物件が 26 物件あること」が報告されたが、ダイバーテック事業本部及び東洋ゴム化工品(株)の総意として、「出荷済みの G0.39 は、社内特例としてリコール不要」との見解が示された。

また、リコールした場合のデメリットとして、①東洋ゴムとして免震ゴム交換工事の実績がないこと、②設計依頼・工事手配・訴訟対応等について独自に対処が必要であること、③ゼネコン等からの信頼が失墜すること、④他メーカーを巻き込む大問題に発展すること、⑤膨大な対応費用が発生することが指摘された。

他方、リコールしない場合のリスクとして、「内部通報により公になること」を挙げ、その対応策として、「通報者の想定リストを作成し、事前説明を行うこと」等が提案された。

以上の報告を受けて、引き続き社内での調査・検討を継続すべきとされ、午後に予定されていた QA 委員会は急遽見送られた。

- 平成 26 年 10 月 23 日の後、当時の専務、取締役常務執行役員らで打合せが行われ、リコール不要という社内特例は適切でないという前提のもと、今後の方針が協議された。協議メモには、「今後の方針として、①大臣認定の基準に適合しない G0.39 が用いられている物件を 10 物件未満とすることを理想として技術的検証を継続する、②大臣認定の基準に適合しない G0.39 が用いられている物件の安全性を確認する、③上記確認ができた場合、第三者の助言を求め、国交省への報告が不要であること及び物件の建て替え又は G0.39 の交換が不要であることを確認する。」「今回の問題の影響は、建物への安全性や耐震性能については小さく、誤った対応で事が大きくなることは会社や株主の大きな損失（信用、金銭、株価）につながるため、実際の影響度に見合った慎重な対応が求められる。」旨の記載があった。

- 平成 26 年 12 月頃、本件とは関係なく、東洋ゴム工業(株)本社による監査役ヒアリングと呼ばれる定例の調査の事前質問票について、兵庫事業所長は、「諸法令違反、或いは、その懸念事項」「業務上の不正事例、不祥事」「コンプラ上の気になる事項」のいずれにも「無」の欄にチェックをして、本件を監査役に報告しなかった。

- 平成 26 年 12 月 22 日、社長（注：11 月 1 日付けで、従前の代表取締役社長が代表取締役会長に、従前の代表取締役専務執行役員が代表取締役社長に就任。）らが出席する会議で、「振動数補正を行わず、試験機差の補正を行っても大臣認定の基準に適合しない G0.39 が用いられている物件について、国交省に通報があった場合、振動数補正を行わないことが合理的に説明できないのではないか。」との疑問が呈され、検討を継続することとなった。

- 平成 27 年 1 月 30 日、社長らは、「振動数補正を行わないことは、技術的根拠がないこと」「大臣認定では、振動数補正を行うことが前提とされていると解さざるを得ないこと」等の報告を受けた。この報告により、会議出席者全員が、「本件解決のため提唱されていた再計算の方法の前提が誤りであったこと」「出荷済みの G0.39 の性能は、第 1 物件を除き、大臣認定の基準に不適合であること」を認識した。

- 平成 27 年 2 月 2 日、長島・大野・常松法律事務所に相談したところ、「今後は全ての立会検査及び出荷を停止すべきである。」との明言があったが、「次の出荷については 2 月 13 日に立会検査が予定されている」ことのみが説明されたため、2 月 3 日、4 日に納入が予定されていた G0.39 の出荷は停止されなかった。

- 平成 27 年 2 月 6 日、会長、社長らが出席する会議において、「G0.39 の新規出荷を停止し、国土交通省へ本件疑いの一報を行うこと」が決定された。
- 平成 27 年 2 月 9 日、国土交通省へ本件疑いについて一報を行った。

⑥ 問題行為の発覚状況及び東洋ゴム工業(株)等の対応状況の分析

- 現実に想定される地震の振動数で性能指標を検証する環境が日本には整備されていないこと等から、免震積層ゴムの性能指標の判定方法は理論上複数想定されるため、これら複数の性能指標の判定方法が許容されるものであるかどうかを検証することが困難であり、国土交通省への報告までに期間を要する一因となった。また、東洋ゴム工業(株)及び東洋ゴム化工品(株)は、この検証に際し、十分な客観的な根拠に基づき精査することなく自社にとって有利な方法を楽観的に選択する等しており、そのような態様が、国土交通省への報告が即時に行われなかったことの要因の一つとなったと考えられる。
- 公表により、膨大な対応費用等、甚大な悪影響が及ぶことを想定していたことが、国土交通省への報告が即時に行われなかったことの要因の一つとなったと考えられる。
- 開発技術部門は問題行為の調査の末端において補助的に関与していたにとどまり、法務・コンプライアンス部門の関与も積極的でなかったため、事業部門の考え方が優先される傾向が存在した可能性がある。
- 問題発覚以降の前社長の体調不良や現社長の就任後の多忙など、代表取締役社長の交代が、本件に対応する際に必要となる強大なリーダーシップの発揮を困難にした可能性がある。
- 出荷停止の判断をしなかった要因の一つとして、出荷停止の事実が伝播し、直近において国土交通省への報告及び公表を余儀なくされると想定されたことが考えられる。しかし、このような事情は、出荷停止の決断をしなかったことを何ら正当化するものではない。

⑦ 原因及び背景

イ 規範遵守意識の著しい鈍磨

免震積層ゴムのような地震被害軽減のための技術は、建築物の居住者・利用者の生命等の安全を守るものとして極めて重要であり、その技術を取り扱う者には高い規範遵守意識が求められるが、開発部門で免震積層ゴムの性能検査を担当していた職員は、免震積層ゴムに関する東洋ゴム工業(株)の大臣認定及び免震積層ゴムが出荷された物件のほぼ全てについて、長期間にわたって多数回問題行為を行ってきた等、問題行為を直接行った職員の規範遵守意識は著しく鈍磨していた。

ロ 規範遵守意識の鈍磨を醸成させる企業風土

長期間にわたって免震積層ゴムの性能検査を担当していた職員だけでなく、当該職員の後任職員 2 名や、品質保証部の職員 1 名も問題行為を行っていたこと等に鑑みれば、東洋ゴム工業(株)及び東洋ゴム化工品(株)の企業風土自体に、免震積層ゴムのような災害時に建築物の居住者・利用者の生命等の危険に直結する技術を扱う企業として保持すべき高い規範遵守意識が欠如していたと評価せざるを得ない。

ハ 管理・監督機能の脆弱性等

東洋ゴム工業(株)及び東洋ゴム化工品(株)においては、性能検査において問題行為を行っていた職員らを適正に管理・監督するだけの知識・能力を有する人材は存在しなかった。

ニ 会社としてのリスク管理の不備

免震積層ゴムのような災害時に建築物の居住者・利用者の生命等の危険に直結する技術を取り扱う際には、当該事業のリスクを適切に認識し、適切な内部統制を整備して事業を展開する必要があるが、東洋ゴム工業(株)及び東洋ゴム化工品(株)においては、担当者が社内に報告する性能指標の数値を何ら吟味することなく、会社の名義で検査成績書等を発行していた。

ホ 社内監査体制の不備

監査部と品質保証部が一体となって監査を行う体制となっていなかったほか、品質保証部による監査は、形式的なチェックにとどまり、性能検査結果中の数値の真実性や妥当性のチェック等を行われていなかった。

ヘ 経営陣の意識・判断の甘さ

経営陣は、製品の安全性や性能について何らかの疑いを認識した場合には、建築物の安全性の程度、消費者に与える不安感等を考慮したうえで、国への報告、公表、出荷停止等の措置を適時適切に実施する必要があるが、東洋ゴム工業(株)の経営陣にはそのような姿勢、意識が十分であったとはいえず、大臣認定に適合しないことが確定的に判明するまでは製品出荷が許容されると判断していたなど、緊迫感に欠けた楽観的な認識に基づく対応がなされた。

ト 社内報告体制の不備

本件のような重大な問題が認識された場合には、上司とは別にコンプライアンス担当部門に報告するなど、直ちに経営陣に対する報告を行い、調査及び緊急的是正措置の要否等を検討することが必要であるが、東洋ゴム工業(株)及び東洋ゴム化工品(株)においては、このような適切な社内報告体制が実効的にルール化されていなかった。

チ 社内調査体制の不備

常設かつ非常時において実効的に機能する調査担当部門が存在しなかった上に、危機発生時の実効的な対応の枠組みが事前に想定・計画されていなかった。

リ 開発技術部門及び法務・コンプライアンス部門の地位の脆弱性

開発技術部門は問題行為の調査の末端において補助的に関与していたにとどまり、法務・コンプライアンス部門の関与も非常に希薄であった。そのため、なるべくおおごとにせず内部的に問題を収めたい、取引先との関係で出荷停止は妥当でない等といった事業部門の姿勢や考え方が優先される傾向があった。

ヌ 既存のガバナンス制度の不活用

社外取締役・監査役、コンプライアンス委員会及びQA委員会が有効に機能せず、会社としての適時・適切な判断に資するところがなかった。また、内部通報制度については、技術者として技術的な観点から結論が出ていない段階で内部通報を行うことについて心理的な抵抗があったために、利用を躊躇したものと考えられる。

ヲ 検査におけるデータ処理過程の記録化の不備

最終的な検査結果に至るまでのデータ処理の過程が適切に記録・保存されておらず、その検証が容易でなかったため、社内調査の初期段階において、かかる基礎資料を揃えるだけで長時間を要することとなった。

ワ 断熱パネル問題発生時の調査の不十分

緊急品質監査は、必要とされる時間をかけず、十分な人員を投入することもなく実施されたものと評価でき、断熱パネル問題の発生を機に社内の問題行為を一掃し、膿を出し切ろうという意識に乏しく、「全ての製品に関して調査を実施したが問題がなかった」と対外的に公表したいがために行ったとの指摘を受けてもやむを得ないものであった。

カ 断熱パネル問題の再発防止策の不奏功

コンプライアンス委員会の権限強化、適正な人事ローテーションの実施等再発防止策が講じられたが、形式的な制度の導入にとどまるなど、不十分な内容が多く、結果として断熱パネル問題に類似した本件の問題行為を未然に防止できず、早期に発見することができなかった。

2. 調査により判明した事実と免震材料の不正事案の発生原因

(1) 東洋ゴム工業(株)の内的要因に関わること

① 業務実施体制が脆弱で、不正が生まれやすい環境

イ 免震材料の開発・製造・品質管理を行う技術力欠如の可能性

G0.39は、開発が容易でなかったにもかかわらず、先行他社に追いつくため、社内ルールどおりの手続を踏まないなど拙速に開発を進め、試験体数が不足した開発途上のものについて大臣認定を取得しており、最初の大員認定から不正が行われていた。

また、製造技術が量産化のレベルに達していない段階で受注を始め、製造技術の改善を行うことなく大臣認定不適合品を出荷し続けた。

さらに、不正を行った開発部門当初担当者は、摩擦補正を適切に行うことなく不正な補正を行う一方、品質管理部門の長は、長年変更のない工程や担当者の固定化に加え、大臣認定を取得しているという仕組みを根拠に、免震材料には問題ないとのイメージを持っているなど、社内の品質管理の仕組みが有効に機能していなかった。

ロ 個人の規範遵守意識の著しい鈍磨にとどまらず、これを醸成させる企業風土の存在

大臣認定及び製品出荷のほぼ全てについて、かつ、複数回にわたって不正が行われてきたことから、不正を行った者の規範遵守意識の著しい鈍磨が認められる一方、担当者にとって私的な利益が得られるわけではないにもかかわらず一連の不正が行われており、後任や品質管理部門担当者までもが不正に関与している。自らが担当する前から不正な補正が行われていた旨の開発部門当初担当者による供述や、不正の方法を上司から引き継いだと記憶している旨の品質管理部門担当者による供述もある。このほか、経営陣を含む多くの役職員が、不正の疑いが発覚した後も出荷停止をはじめ問題を解決するための適切な対応をとらなかった。

ハ 不十分な人員・体制、著しく不適切な上司の監督

免震材料の開発及び設計に携わる担当者の数が、免震材料の開発の初期段階から不正の発覚に至るまでの間、極めて少なく、人事異動も限定的であり、異動時の引継ぎも適切に行われなかった状況であった。また、大臣認定に必要な試験体数の不足や不正なデータ補正について上司の認識の下で行われていた可能性が極めて高い。

二 経営・執行幹部による社内の状況把握が不十分

免震材料の事業展開上の課題、戦略等に関する議論が経営・執行幹部の間でほとんど行われていなかった。

ホ 不良品発生の対応が一方的に開発部門に押しつけられる関係

営業部門や製造部門による開発部門への圧力や縦割意識の存在の可能性に加え、不良品が発生した場合に開発部門が研究開発費で費用負担をする不自然な体制となっていた。

② 社内チェック体制が不十分で、不正を見逃しやすい環境

イ 社内の「見える化」の取組みの欠如

免震材料の性能検査から検査成績書発行に至る流れ及び担当者の役割分担のルールが適切に定められておらず、また、開発部門、製造部門、品質管理部門が性能検査の結果を個別に保有するにとどまっていた。

ロ 品質管理の責任者が有効に機能しないなど実効性の不十分な社内監査体制

品質管理の責任者を置き、社内監査が実施されていたが、性能検査の数値の妥当性までは検証されなかった。

ハ 法務・コンプライアンス部門の地位の脆弱

なるべくおおごとにはせず内部的に問題を収めたい、取引先との関係で出荷停止は妥当でない等といった事業部門の姿勢や考え方が法務・コンプライアンス部門の考え方に優

先される傾向があった。

③ 不正対応システムが不十分で、問題発覚後の不適切な対応により問題が拡大

イ 不正に対する調査体制の不備

常設かつ非常時において実効的に機能する調査担当部門が存在しなかったことに加え、危機発生時の実効的な対応の枠組みが事前に想定・計画されていなかった。

ロ 既存のガバナンス制度の不活用、経営・執行幹部の意識・判断の甘さ

担当者が経営・執行幹部へ不正行為を直接伝達する仕組み等、既存のガバナンス制度が十分には機能しなかった。また、経営・執行幹部の意識・判断が甘く、不正発覚後の対応は緊張感に欠けた楽観的な認識に基づくものであった。

ハ 検査データ処理過程の記録の不備

検査データ処理過程の記録に不備があったため、その検証が容易でなく、社内調査の初期段階において長時間を要した。

④ 外部に対する「見える化」等が不十分で、不正を見逃しやすい環境

イ 工事施工者等に対する情報提供が不十分

工事施工者等に提出する製作要領書や検査成績書に性能検査のデータ補正手続きの記載が不十分であったため、工事施工者等は補正の方法を容易には把握できない状況であった。

ロ ISO9001 の審査で不正が発見されにくい状況

ISO9001 の品質マニュアルに基づく QC 工程表に性能検査のデータ補正手続きの記載がないため、サーベイランスで不正が発見されることはほぼ不可能な状況であった。

⑤ 断熱パネル問題の再発防止策が不十分

断熱パネル問題発覚に伴い実施された緊急品質監査は、かけた時間や投入人員も不十分であり、不正が見逃されていた。適正な人事ローテーションの実施等の再発防止策も形式的な制度の導入にとどまるなど不十分な内容が多かった。このため、断熱パネル問題に類する点もある本件の問題行為の早期発見ができず、被害の拡大につながった。

(2) 外的要因に関わること

① 指定性能評価機関による性能評価の限界

イ 試験データの審査

申請者自身が作成した試験データをもとにした書面審査のため、一般的な傾向から逸脱していないデータの場合、意図的な不正を見抜くことが困難であった。

ロ 品質管理の審査

品質管理に関する審査は、書類上での社内規格の整備状況の確認が中心であり、ISO9001 の審査を継続して受けていることを理由に、品質管理の網羅的な実態把握は行われなかった。

② 工事施工者等によるチェックの限界

工事施工者等により出荷前立会検査が行われていたが、性能試験結果の補正はメーカー側で行うとの認識もあり、性能面のチェックには限界があった。

③ ISO9001 の認証機関の審査に限界

イ 記載のない工程の審査

IS09001 の認証機関の審査は、実際の工程が要求事項や社内規格と整合しているかどうかを審査するものであり、組織的に隠蔽された工程に関しては不正の発見は困難であるなど、申請者から必要な情報の提示がなければ適切な審査が困難である。

ロ 審査対象が限定されない

サーベイランスの対象は IS09001 の認証を受けた対象範囲全般であり、免震材料を重点的に審査することになっていなかった。

④ 大臣認定後のフォローが不十分

大臣認定を受けた性能を満たす免震材料が実際に製造されているか否かについて、国土交通省によるチェック等の対応が行われていなかった。

⑤ 過去に不正を行った企業に対する監視が不十分

過去に不正を行った企業に対し、国土交通省が再発防止策の実施状況を確認する体制となっていなかった。

IV 第三者委員会としての提言

1. 大臣認定制度の見直しを含む再発防止策について

(1) 大臣認定制度のあり方に関する基本方針

今回の不正事案を踏まえると、大臣認定制度のあり方について総点検が必要である。

大臣認定制度のあり方を検討するに当たっては、認定段階及び製品出荷段階におけるチェックについて、①安全性に直結する種類の製品かどうか、②市場で検証がなされない製品かどうか、③過去に不正を行った企業かどうか、によってチェックの程度を変えて実施することを基本方針とすべきである。

見直しに当たっては、安全性に直結しない種類の製品や市場で検証がなされる機会がある製品については過度な負担とならないようにすべきであり、また、過去に不正を行った企業など特に注意を要するもの以外については過度な手続きを課すべきではない。見直しを行うものについても、民間の創意工夫や新技術の開発意欲を削ぐようなことがないよう留意が必要であり、横並びだけを考慮し一律の強化とならないようメリハリをつけた見直しを行うべきである。

(2) 大臣認定制度の見直しの方向性

大臣認定には、免震材料をはじめとする指定建築材料の認定のほかに、超高層建築物や特殊な防耐火構造などの構造方法の認定がある。

大臣認定制度のほとんどは、一般的な仕様基準として建築基準法令に定められていない構造方法等について、建築基準法令で求められる性能を有すること（性能基準に適合すること）を確認して大臣が認定することにより、当該構造方法等の建築物への使用を可能とするものである。

一方、免震材料を含む指定建築材料の品質については、建築主事等が外形的に審査することが困難であることから、定められたJIS等に適合しない場合や定められたJIS等がない場合にあつては、あらかじめ、適切な製造・品質管理体制により一定の品質が確保されるものであるかを確認して大臣が認定することとされている。

今回の見直しに当たっては、これら大臣認定の中には、建築確認・検査での審査がチェック機能となっている建築計画内容の認定や、既に認定段階及び製品出荷段階におけるチェック機能が措置されている防耐火構造等の認定があり、これらの措置等が講じられていないものについて認定段階、製品出荷段階のチェックを見直すべきである。

※ 建築計画内容の認定

超高層建築物・特定天井等の構造方法、耐火性能検証法、防火区画検証法、避難安全検証法等の大臣認定は、製品の性能ではなく建築計画の内容を認定するものであり、申請書類の書面審査や申請者に対するヒアリングにより性能評価を行っている。

当該建築計画が大臣認定の内容どおりに具現化されることについては、建築主事又は指定確認検査機関による建築確認・検査により担保されている。

※ 防耐火構造等の認定

防耐火構造の認定は、性能評価のための試験が定型的であること、試験自体に高い専門性が必要であることから指定性能評価機関が自ら試験を行うことにより性能を確認している。

この認定については、過去の防耐火構造等の認定に係る不正事案を踏まえ、試験体の製作時に指定性能評価機関の職員が立ち会うなど監視体制を強化したことに加え、出荷された製品についても国土交通省がサンプル調査を継続的に実施し、不適切事案の発生を抑制している。

また、そのうえで、見直しの対象とする大臣認定品については、(1)の基本方針に基づき、次のような考え方で見直しの要否を検討すべきである。

① 安全性に直結しない種類の製品

安全性の検討に当たっては、リスク評価の発想のもとに取捨選択していく必要がある。建築基準法で求める安全性の観点から、免震材料の性能が発揮されるのは、極めて発生頻度の低い巨大地震に際してである。しかし免震材料は、建築物の利用者が常時接し、しかも建築物の倒壊等によって多数の者の生命に危害が及ぶ非常に重要な建築要素である。

これに対し、遮音構造や居室の床の防湿構造は、その性能を居住者が感じることができ、回避可能性も高いものである。このため、当該製品の性能が所定の技術的基準に適合しない場合であっても、建築物の利用者の生命に重大な影響を与える可能性が直接的ではなく、また、回避可能性が高いものは、見直しの必要性が低いと考えられ、遮音構造や居室の床の防湿構造などがこれに該当すると考えられる。

② 市場で検証がなされる製品

市場での検証の検討に当たっては、大臣認定品が製造された後に市場で流通する過程において当該製品の性能を確認することがあるか又は大臣認定品が建築物に使用されている状態において当該製品の性能を確認することがあるかの観点から取捨選択していく必要がある。

このため、公共工事における受入検査の際の製品の品質確認などその使用に当たって工事施工者等による受入検査があり比較的容易に性能の検証が可能なものや、定期報告制度等により事後的に性能の確認が行われることが制度化されているものなどは、見直しの必要性が低いと考えられる。具体的には、定期報告が行われている、換気設備、防火設備、非常用の照明装置、エレベーター、エスカレーターなどが該当すると考えられる。

いずれにしても、市場での検証については、個別の製品ごとに、実態を把握し検討を行うことが必要である。

③ 過去に不正を行った企業

不正を行った企業に対しては、認定段階、製品出荷段階の各段階において、一定期間、自社データは信頼性に欠けるおそれがあるとの目でチェックを行っていくことが必要である。

以上を踏まえると、大臣認定制度の見直しの検討対象としては、免震材料をはじめとする指定建築材料のほか、大臣認定を必要とする特殊な構造方法である木造の壁の強度や鋼材の接合方法などが挙げられる。

特に、免震材料は、安全性に直結し、かつ、検証を行うためには特別な試験装置を要するなど市場で検証がなされない典型的な製品であるため、重点的に再発防止策を講ずべきである。

(3) 見直し対象となる大臣認定品に対して講ずべき対応

① 免震材料について講ずべき対応

イ 認定段階のチェック（指定性能評価機関等による審査の強化）

指定性能評価機関の評価員等が、工場等の生産現場において、製品の性能試験への立ち会いや、品質管理体制の審査を実地に行うことが必要である。

品質管理体制の審査については、次の点について強化すべきである。

- ・適切な知識・経験がある品質管理責任者が製造部門から独立して選任されていること。
- ・品質管理責任者が製品のデータを確認し、出荷の承認を行うなど責任をもった品質管理体制が構築されていること。
- ・工事施工者等に対し製品検査などを通じて、工事施工者等が確認可能な方法も含めて必

要な情報を提供し、「見える化」を行う計画となっていること。

- ・実際の製造・検査工程と社内規格との整合が図られ、出荷時に行われている全数検査のデータをはじめ必要なデータの保存が行われているなど、外部も含めた監査に対応できる品質管理に関する計画となっていること。
- ・工程や作業内容について、外部も含めた監査を行う第三者に対する「見える化」が行われるよう、所要のデータ補正も含めた性能検査の詳細について工程や作業標準に記載されていること。
- ・申請者が IS09001 の認証を取得している場合は、上記工程等が IS09001 の認証の前提となる文書として位置付けられていること。

新規開発の製品について大臣認定を取得する場合、製造体制が整備される前の申請となる。このため、製造体制が確立する前は、免震材料の性能を含め建築物単位で構造安全性に係る大臣認定の取得が必要であることとし、製造体制が確立し一定の製造実績を有した後に建築材料として的大臣認定の取得を可能とする仕組みや、認定段階で製造体制の整備計画を提出させて条件付きで大臣認定を行い、製品出荷段階での国等による補完的なチェックにおいて必要な確認を行う仕組みも、考えられる。

なお、認定段階の性能試験への立ち会いについては、既に大臣認定より品質が確認された製品の部分的な仕様の変更を行う場合などについては、簡略化するなど実情に応じた方法の採用を考慮することが必要である。

ロ 製品出荷段階のチェック（工事施工者等による性能確認・IS09001 の認証機関による品質管理体制の確認）

工事施工者等による性能確認や IS09001 の認証機関による品質管理体制の確認の実効性が確保されるよう、上記イの「見える化」の取組みにより必要な情報が提供される仕組みを構築することが必要である。

具体的には、工事施工者、工事監理者に対し次の措置を講ずるよう促すべきである。

- ・工事施工者に対し、製品出荷時の性能検査への立ち会いを求め、「見える化」された情報に即して検査が行われていること、また、所要のデータ補正が行われていることの確認。
- ・工事監理者に対し、工事施工者による受入検査の実施状況の確認。

また、IS09001 の認証を受けている大臣認定取得事業者に対し、IS09001 の認証機関によるサーベイランスを通じた品質管理体制の確認などを活用することを要請することが考えられる。

ハ 製品出荷段階のチェック（国等による補完的なチェックの強化）

国土交通省は、工場等の生産現場において、製品の性能、品質管理体制についてサンプル調査を行うべきである。

製品の性能についての調査は、例えば、あらかじめ一定期間の製品検査の予定を提出させたうえで、製品検査が行われる日に事業者が実施する製品検査へ立ち会うことや、製品検査以外に定期的に行われる限界性能及び各種依存性に関する試験への立ち会いや当該結果の報告徴収により、検査の実施状況、所要のデータ補正の状況、検査結果の品質基準値への適合性などについて調査を行うことが考えられる。

サンプル調査の実施対象の選定に当たっては、IS09001 の認証機関によるサーベイランス等が行われていないものに重点を置くなど、適切な補完となるよう留意することが必要である。

また、調査は専門的な能力が要求されるため、原則として指定性能評価機関等の専門的な能力を有する者に国土交通省が調査を委託し、当該調査において疑念が持たれた企業、又は製品に関する疑念情報の通報があった企業等に対しては、専門家等の協力を得つつ建築基準法に基づき国土交通省が直接立入検査を実施することが適当である。

二 過去に不正を行った企業等に対する重点的なチェック

過去に不正を行った企業等に対しては、認定段階における指定性能評価機関の審査において、申請データの信頼性について特に留意して審査を行うべきである。

具体的には、生産現場で立ち会って行う製品の性能検査のサンプル数や試験項目（限界性能及び各種依存性に関する試験）を増やすことにより性能確認の確実性を上げることや、不正発覚後に講じられた再発防止策が継続的に実施されていることなどを確認することが考えられる。

同様に、製品出荷段階における国等による補完的なチェックについても、再発防止策が継続的に実施されていることを報告徴収や立入検査により確認するとともに、サンプル調査の頻度を上げて実施するなど、重点化して行うべきである。

② 免震材料以外の大員認定品について講ずべき対応

免震材料以外の大員認定品については、(1)の基本方針を踏まえ、各製品の性能評価で用いられているデータの信頼性や市場における検証の状況などの実情を調査したうえで、免震材料に準じた見直しを行うべきである。

その際、横並びだけを考慮し一律の強化とするのではなく、大員認定品の種類に応じた見直しとなるよう特に留意することが必要である。

(4) 東洋ゴム工業(株)に求める今後の対応

社内で起きた問題に対して真摯に向き合う文化を育てる必要がある。このような社内文化の育成に責任を持った人材を配置し、その文化を社内に浸透させることが必要である。また、製品を製造する者として、顧客に向き合い、顧客の視点に立ったものづくりに携わるべきである。

東洋ゴム工業(株)は、平成27年6月23日に改善措置と再発防止策として、緊急品質監査等の緊急対策、品質保証部門の組織再編・権限強化、コンプライアンスオフィサー制度の導入等をはじめとする継続対策を講ずることを公表している。

これらの再発防止策の実施において、今回の不正事案が平成19年の断熱パネル問題発覚時にも併行的に起こっていて、今回まで継続していたことを教訓として、本再発防止策においてはその実行スケジュールを明確にし、徹底展開を図るとしており、これを形骸化させず、実質的に機能し続けさせることが求められる。

そのため、再発防止策の全般にわたり外部に対して継続的に「見える化」を行い、社会に対する説明責任を果たすべきである。

具体的には、再発防止策の対応状況について常に外部へ見える形で情報提供すること、再発防止策のタイムスケジュールが示されていないものについては明確化すること、顧客への説明を含め品質管理に関する具体的な取組みを公開することが挙げられる。

また、安全性に直結する種類の製品を製造するメーカーとしての責任を果たすためには、免震材料の品質が建築物全体に及ぼす影響について適切な知識を有することが求められるため、免震建築物の専門家による技術指導を受けるなど、技術者を育成することが必要である。

なお、国土交通省においても、抜き打ちによる立入検査の実施などを通じ、東洋ゴム工業(株)において適切な生産体制・品質管理体制の維持が図られるよう、しっかりと取り組むことが必要である。

2. 不正免震材料の交換改修について

(1) 交換改修について

不正免震材料の交換改修等について、3月13日に公表された55棟について、東洋ゴム工

業(株)は、3月25日に、「関係者の意向に反しない限り大臣認定不適合等の免震積層ゴムの全数(G0.39:2,045基、G0.62:7基)を適合製品に交換する」という方針を発表した。

さらに、4月21日には、同時に公表された99棟の大臣認定不適合製品の交換方針として、関係者の意向に反しない限り、以下のように行うと発表している。

イ 高減衰ゴム系(G0.35、G0.62)、天然ゴム系、戸建住宅用高減衰ゴムの製品

物件平均値	製品個々値	交換方法	取替え時の必要条件
適合	一部が不適合	不適合製品を、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと
不適合	全数が適合	物件平均値が適合するよう、納入済みの製品の何割かを交換する	製品個々の性能値が適合していること
不適合	一部もしくは全数が不適合	不適合製品をすべて、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと
適合性が判断できない物件		判定不可製品をすべて、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと

ロ すべり支承の製品

大臣認定不適合の製品全数について、求められる性能を満たす製品に交換

これに対し、3月18日に国土交通副大臣から東洋ゴム工業(株)代表取締役社長に対して、以下の指示が行われているが、4月27日及び6月29日に第三者委員会としても以下の見解を示しているところである。

<国土交通副大臣指示事項>

- イ 必要な免震材料の交換改修その他必要な対策については、会社が全責任を持って速やかに最後まで行うこと。
- ロ その他の所有者の意向についても丁寧に把握し、誠意をもって対応すること等。

<第三者委員会の見解>

- イ 交換改修に関して、所有者等の意向を十分に把握し、真摯に対応すること
- ロ 交換改修に対して誠意をもって、早期にかつ最後まで完遂することを明確化すること。
- ハ 交換改修の具体的な方法、体制、スケジュール等について所有者等に示すこと。
- ニ 改修が完了するまで、所有者等が抱く不安に真摯に対応すべく、社内に常設の専用窓口を継続して設置すること。

以上のことを踏まえ、東洋ゴム工業(株)に対しては、

- これらの国土交通副大臣の指示事項及び第三者委員会の見解を真摯に受け止め、最後の1棟、1基まで、責任と誠意をもって、速やかに個々の事案に対応すること
- その際、免震建築物に関する基本的な理解を持ちつつ、所有者、工事施工者、設計者等の各関係者の役割を正しく認識し、それらの者と調整の上、それらの者が役割を着実に果たせるよう、実施体制を整え促進すること

を強く求める。

一方、国土交通省においても、東洋ゴム工業(株)に対して求めた交換改修の取組みが確実に実施されていることを継続的に監視すべきである。

また、第三者機関である公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて、東洋ゴム工業(株)による免震材料の不正事案に係る建築物に関して、所有者等が建築・法律の専門家に相談できる体制が整備されており、国土交通省においては、引き続き、当該相談体制の円滑な運用について支援すべきである。

(2) 交換改修用の免震材料の出荷について

東洋ゴム工業(株)は、新たに製品を製造・出荷する場合には、必要な再発防止策を確実に講じた後に、所要の手続きを経ることは当然であり、そのためには相応の時間を要することが見込まれる。

このため、交換改修を早急に進めるためには、東洋ゴム工業(株)以外の免震材料を使用することも検討が必要である。しかしながら、建築物に使用されている免震材料の性能によっては、従来と同様の性能を有する東洋ゴム工業(株)製の製品を出荷することが、交換改修の円滑化のために求められる場合もある。この場合は、当該製品の製造・出荷に当たって、当該製品が大臣認定を受けた本来の性能を有することについて、改めて試験により確認すべきである。具体的には、限界性能及び各種依存性に関する抽出試験を行い、その結果について第三者が検証を行うこととし、そのうえで、基本特性（等価粘性減衰定数等）に関する製品検査を第三者による全数立会検査により行うことを条件に、国が交換改修用の免震材料に限定して出荷を認めるといった対応も考えられる。ただし、高減衰ゴム系積層ゴム支承（G0.39）以外の免震材料については、ずれが小さく、製品の同一性は確保されていると認められるが、G0.39については、製品検査における性能値と大臣認定の際の基準値とのずれが大きく、出荷された製品は大臣認定品との製品の同一性が認められないことから、交換改修用の免震材料の製造・出荷はG0.39以外の免震材料に限るべきである。

いずれにしても、東洋ゴム工業(株)は、早期の交換改修の実施のために全力を傾注すべきであり、今後、改めて新しい免震材料の事業展開を試みるとしても、交換改修の見通しがついた段階とすべきである。

おわりに

今回の不正事案は、我が国が誇る世界最高水準の免震技術に対する信頼性を損なう、これまでに例を見ない重大な事案である。

第三者委員会としては、二度とこのような事案が発生しないよう、また、不正免震材料を用いた建築物が一刻も早く安心して利用されるようになるよう、国土交通省及び東洋ゴム工業(株)に対して、再発防止策及び交換改修に関する本報告書の提言を真摯に受け止め、必要な措置を確実に履行することを強く求める。

また、その確実な履行が、免震材料のみならず、大臣認定制度ひいては建築行政全般に対する国民の不安の払拭と、信頼性の回復につながることを期待する。

さらに、大臣認定制度にとどまらず、経営者は大局的視点に立ち、仮に不正を行った場合にはその行為により企業全体の社会的信用が失墜するなど大きな負担を自ら負うことになることを意識して経営を行うことを強く望むとともに、建築材料の生産に携わる者を含め建築生産に携わる者は、建築物の安全性に関わる重要な業務に関わっていることを認識し心して取り組むことを切望するものである。

【参考資料】

1. 免震材料に関する第三者委員会規約・名簿
2. 免震材料に関する第三者委員会議事要旨（第1回～第7回）
3. 平成27年3月18日付け指示事項（国土交通副大臣から東洋ゴム工業（株）代表取締役社長に対して手交）
4. 製品検査における性能値のずれと基準値との関係

免震材料に関する第三者委員会 規約

平成 27 年 4 月 3 日

(名称)

第 1 条 この委員会は、免震材料に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第 2 条 委員会は、東洋ゴム工業による免震材料の不正事案を受け、その安全性の検証、原因の究明や、再発防止策等について専門的見地から検討し、国土交通省に対して提言を行うことを目的とする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の議長となり、議事の進行に当たる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(事務局)

第 5 条 委員会の事務局は、国土交通省住宅局が行う。

(関係者からの意見聴取)

第 6 条 委員長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第 7 条 会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨について、事務局は委員長の確認を得たのち、会議後速やかにホームページで公開する。

(守秘義務)

第 8 条 委員会委員に対しては、国家公務員と同様に国家公務員法上の守秘義務が課せられる。

以上

「免震材料に関する第三者委員会」

名 簿

委員 長 ふかお 深尾 せいいち 精一 首都大学東京名誉教授

副委員 長 きたむら 北村 はるゆき 春幸 東京理科大学教授

委 員 おおもり 大森 ふみひこ 文彦 東洋大学教授・弁護士

委 員 せいけ 清家 つよし 剛 東京大学大学院准教授

委 員 なかがわ 中川 としこ 聡子 東京都市大学教授

委 員 にしやま 西山 いさお 功 国立研究開発法人建築研究所理事

(敬称略)

(参考資料2)

免震材料に関する第三者委員会（第1回）議事要旨

日時：平成27年4月3日（金）19：00～21：15

場所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

(1) 説明事項 東洋ゴム工業による免震材料の不正事案の概要について

＜事務局より資料2について説明後、質疑応答＞

(委員) 55棟に使われていた製品については、開発当時はきちんとしたものだったが、それが作れなかったということなのか、あるいは、そもそも性能がなかったものなのか。

(事務局) 完全に解明できているわけではないが、開発当時は、かなり苦労したものの、所要の性能を有する製品が製造されていたものと思われる。量産に至る過程で、所要の性能が出せなかったため、不適切な補正をしたのではないかと考えている。

(委員) 今後、東洋ゴムはきちんとした製品を量産できるのか。

(事務局) 他部門の人材を投入して開発を進めていると聞いているが、現時点ではそれ以上のことは不明である。

(2) 審議事項

＜事務局より資料3を説明後、質疑応答及び①～③の審議事項を審議＞

① 不正な55棟の安全性について

(委員) 大臣認定を行う際にクライテリアを定めているが、そもそも余力があるため、今回の安全性検証を行った結果大丈夫だったということであり、他の建築物に比べて余力は小さくなっていると考えられる。

(委員) 告示免震であれば上部構造は許容応力度計算が行われており、また、時刻歴免震も上部構造は弾性限で設計されているため、設計上の余力を有している。今回の検証ではその余力をはき出しているが、基準法が要求する耐震性能としてはOKだと理解している。

(委員) 検証における上部構造の変形クライテリアを1/100以上とした根拠は何か。

(事務局) 時刻歴応答解析におけるクライテリアが1/100以上とされている。

(委員) 極稀地震に対して基準法上の変形制限はなく、時刻歴応答解析の業務方法書では1/100である。

(委員) 前提条件として、材料が適正なものと言えるのかという点がある。55棟の方はストライクゾーンの中心がずれている。

(委員) 全数交換はしてもらうべきである。

(委員) 交換後の建物についても評価をしないといけない。どのようなプロセスで交換することになるのか。

(事務局) 他社製のものに交換するのであれば、交換後の性能で建築物の構造計算を

やり直すことになる。

② 55棟以外の疑いのある建築物の安全性について

(委員) 55棟以外について、もう少しデータがあった方が良いのではないか。データを集めるのには時間がかかるのか。

(事務局) フロッピーディスクのデータが破損していて、取り出すのに時間がかかっていると聞いている。

(委員) ここでは、現段階で得られているデータで評価できることを問われている。

(委員) 55棟とは異なり、ストライクゾーンに収まるように製造していたが、ストライクゾーンから外れたものまで売ってしまったという問題である。製品として違うものを作っていたということではない。55棟とは違う問題として捉えた方がよい。

(委員) ロット単位でみると、値が偏っていて、全体的に外れているものもあるのではないか。建物単位でどうだったかがわからないため、最終的には詳細な条件で検証することが必要ではないか。

(委員) 個別のデータがあるものは、どの建物でどのような場所に使っているのかはわかるのか。

(事務局) 基本的に照合可能だと聞いている。

(委員) 55棟があれだけストライクゾーンから外れていても最終的に震度6強から7程度の地震に対して倒壊のおそれはないとすると、55棟以外についてそこまで大きな心配をしなければならないということではないと言えるのではないか。

③ 原因究明及び再発防止策の方向について

(委員) 指定性能評価機関に対し、なぜ見破れなかったのかヒアリングしてほしい。

(委員) 社内で絶対ノーという文化を育てる必要がある。東洋ゴム工業の社内で、意見を吸い上げることができるかどうか、風通しの良さの状況を把握しなければならない。別事案で、権限を与えられた副社長クラスのポストを設け、改善をした事例がある。

(委員) 品質管理を統括する責任者がきちんと役割と権限を持っているかが重要であり、それを確認する必要がある。他社とどのような差があったのか確認する必要がある。

(委員) ISO9001が不正防止に機能するのか検証する必要がある。

(委員) 品質管理については、担当者を一人にするなということかもしれない

(委員) 過去に耐火偽装で不正があった他の会社が、その後、どのように対応したのかも確認した方がよい。

(以上)

免震材料に関する第三者委員会（第2回）議事要旨

日時：平成27年4月27日（金）17：30～19：50

場所：中央合同庁舎3号館10階共用会議室

（1）154棟の適合判定について

（委員）報道されていた195棟と今回の154棟の関係はどのようなものか。

（事務局）195棟は東洋ゴム工業が出荷数に基づいて説明していた数字であるが、一の建築物に異なる工期や異なる製品で出荷していたことによる重複や、既に除却されていた建築物の計上があり、今回、精査した結果が154棟である。

（委員）試験の生データは信頼できるものなのか。

（事務局）一定数を抽出し、不正のあったデータとは異なるものであることを確認している。

（委員）摩擦補正や温度補正はどうしているのか。

（事務局）摩擦補正や温度補正を行っている。摩擦補正についてはデータから統計的に推測した補正を行っている。

（委員）東洋ゴム工業から報告された154棟の適合判定の流れについては、おおむね合理的な方法が採用されていると思われる。

（2）新たに判明した不正事案に関する安全性検証方針について

（委員）今回の99棟のうち、免震層自体に余裕のあるものは、上部構造の詳細な構造計算をせずとも安全性を検証できるということか。

（事務局）そのとおり。

（委員）安全性にも色々あり、大規模地震で倒壊しないという基準法の最低限の基準と、免震建築物として期待されていた性能という2つの観点がある。

（委員）最終的には交換するが、交換するまでの間は大規模地震で倒壊しないことを検証するということだと認識している。

（委員）温度環境や経年劣化について実況を踏まえた算定を行うことは、当面の安全性の検証ということであれば問題はないと思う。

（委員）欠損データを前後の最悪値で代替する東洋ゴム工業の方針に合理性はあるのか。

（委員）欠損データが恣意的に選ばれていないことを立証できるのか。

（委員）データが欠損している製品については、同時期出荷のデータに基づき、工学的に十分安全側と考えられる数値を用いて検証することが必要ではないか。

（3）新たに判明した不正事案に関する改修の方法について

（委員）一部の製品のみを交換する場合、既設のものとは経年劣化の状況が異なることになる。将来、例えば、仮に交換後45年しか経過していなくても、当初か

ら60年経過した時点で全てを交換するような対応も考えた方がよいのではないか。

(委員) 資料3の中で「基準値とのばらつき」という表現があるが、「基準値とのずれ」という表現に修正した方がよい。

(委員) 東洋ゴム工業は、所有者等が全数交換を希望する場合には対応するのか。逆に所有者が交換したくない場合にはどうするのか。

(事務局) 基準法に適合するかどうか判断基準となる。国として所有者等との関係にどこまで踏み込めるかという話はあるが、不良品を交換しないと建築基準法違反になる。

(委員) 99棟に使用されている免震材料については、認定した基準値とのずれが小さく認定品との製品同一性は確保されていると認められる。このため、全数交換ではなく、基準不適合の個々の免震材料を交換する方法も考えられる。ただし、東洋ゴム工業は、所有者等の意向を十分に把握し、真摯に対応する必要がある。

(4) 他26社に対する積層ゴム支承に関する実態調査について

(事務局) 各社とも、出荷前データが適正かどうかについて全数調査又はサンプル調査で確認し、認定時の基準に不適合なものや不正なデータがなかった旨を回答している。

(委員) 今回の調査趣旨からすると、この報告をもって調査を完了してもよいのではないかと。なお、今後、再発防止策を検討するにあたって、各社に対し、組織体制、品質管理方法、発注者への説明事項等の追加調査をすることはあり得る。

(5) 原因究明について

(委員) ブリヂストンの場合は開発段階で第三者が関与していたが、東洋ゴム工業にはそうした機会がなかったのではないかと。

(委員) 製造段階は、開発に関与した者とは別の者が担当するのが通常のプロセスだが、東洋ゴム工業の免震材料は違っていたということではないかと。

(委員) 開発、生産、検査などの各段階において「見える化」を図っていくことが重要ではないかと。

(委員) 大臣認定の仕組みからすると、自社データを提出することは仕方ないと思うが、一方で、国民の立場からすると、今回の東洋ゴム工業のようなこともあるので、全ての企業を信用することはできない。

(事務局) どこまでを性善説で考え、どこまでを性悪説で考えるかのバランスが重要ではないかと。次回以降、引き続きご議論いただきたい。

以上

免震材料に関する第三者委員会（第3回）議事要旨

日時：平成27年5月28日（金）10：00～12：00

場所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室（10：00～11：00）、
4階会議室（11：00～12：00）

（1）原因究明・再発防止策について

（委員）IS09001は製品を保証するものではない。

（委員）品質管理を高める手段として、IS09001は有効である。

（委員）大臣認定申請時に、IS09001の取得に際して規定している中身を提出させるのがよい。

（委員）大臣認定品の品質管理をIS09001により行うならば、IS09001に入れる項目を国側から示さないといけない。

（事務局）現在、大臣認定の審査時に、IS09001の取得を参考としているが、それが機能しているかはチェックできない。国の直接的な関与は限定的になるので、既存の認定の仕組みを、IS09001を活用することにより補完することが考えられる。

（委員）製造段階における検査を実効性のあるものに変えれば、かなりのものを防げる。

（委員）免震材料は、他の材料と異なり、試験データを添えて出荷されるため、本来管理しやすい。

（委員）製品の品質にばらつきがでる性格のものは、定期的に結果の提出を求めることにより品質を保つことが可能である。故意の改ざんは、抜き打ちによるサンプル調査でないと正せない。第三者機関による試験も重要である。

（事務局）サンプル調査は効率的にメリハリをもって行うことが必要である。

（委員）免震装置のサンプル調査がどの程度大変かも含めて検討することが必要である。

（委員）大臣認定の不正取得と大臣認定不適合品の出荷について、チェックのあり方を分けて考えなければならない。

（委員）大臣認定取得時の開発段階の製品と、量産段階の製品が同一のものであるかをチェックすることが必要である。

（委員）資料2の、安全に直結する種類の製品とは何か。

（委員）安全性への影響の評価方法として、被害の程度、暴露時間、回避可能性、発生頻度の要素を掛け合わせる方法がある。全てを同様にチェックすると疲弊するので、分類分けしチェックのレベルを段階的に設定するのがよい。

(委員) 東洋ゴム工業は、前回の不正でも同様の再発防止策を出しており、踏み込んで指摘する必要がある。

(委員) 不正を行うと企業にコストが掛かることを明らかにし、抑止力とすることが本質的である。

(委員) 不正を防止するためのコストと不正が起こったときのコストの比較など、企業のコスト意識を育てる必要がある。

(委員) 契約先等によるチェック、民間の認証機関によるチェックなどの表現は、注意する必要がある。

(委員) 契約先は大臣認定品であることを信用して製品を受け取っており、契約先によるチェックを求めるのならば、かなりのPRが必要である。

(委員) 製品のばらつきの大きさは性能に直結するため、大臣認定品だからチェックしないというのは通らない。契約先が自覚をもってチェックするよう言うてよいのではないか。

(委員) 免震材料のデータを読むルールを示せば、現場でも管理可能である。

(委員) 現場でのチェックは誰が行うのか。現場監督か、設計者か、工事監理者か。

(事務局) 本来は工事監理者が行う。(※第4回委員会において、工事施工者が行い、工事監理者が確認すると修正)

(2) 99棟の安全性検証結果について【報告】

(委員) 欠損データについて、性能値のばらつきを3つの方法で分類し、一番厳しいものを採用しており、剛性と減衰の組合せも最悪の組合せであり、安全側となっている。

(委員) 欠損データの取扱いに対する指摘など第三者委員会の関与についての記述は了承する。

以上

免震材料に関する第三者委員会（第4回）議事要旨

日時：平成27年6月22日（月）17:00～19:00

場所：中央合同庁舎3号館11階特別会議室

（1）原因究明・再発防止策について

（委員）資料2に記載の、独立した認証の取得とは。

（事務局）免震材料のみで独立してIS09001を取得することを想定。

（委員）IS09001は、個別の品質管理体制を切り出すことを期待している制度なのか。

（事務局）認証の取得範囲は、申請する事業者が決めることができる。

（委員）独立した認証の取得をメーカーに要請することは過剰。IS09001もしくは同等の方法により品質管理をチェックできる場合、大臣認定の取得が容易になるという方法はどうか。

（委員）品質管理体制について、IS09001を前提とするのではなく、まずどのような審査が必要なのかを考える必要がある。

（委員）ISOの認証機関と大臣認定の専門家の連携のイメージは。

（事務局）性能評価機関がISO側から相談を受けることなどを想定。

（委員）連携とあるが、審査には独立性が求められるのではないか。

（委員）メーカーの工程表や作業標準の作成は義務づけられているのか。それを誰がチェックするのか。

（事務局）性能評価段階で提出を義務づけており、性能評価機関がチェックする。

（委員）IS09001の仕組みにのりとしても、認証機関の指導によっては、大臣認定が求める方向と異なる方向に向かうこともある。

（委員）IS09001では是正措置として品質管理方法を改善することができる。大臣認定において品質管理をみる制度は、IS09001と別に作らないといけないのでは。

（委員）大臣認定製品についての品質管理項目などの要求事項を新規認定時にあらかじめ示しておけば、IS09001においてもそれに対応させることが可能である。

（委員）認定の専門家による品質管理が実質上可能なのは、製品の検査段階のところである。ただし、試験結果を適切に評価できるかが重要。

（委員）施工者等による実効ある立会検査が重要。

（委員）出荷時検査に工事施工者が立ち会ってチェックできるか疑問。

（委員）出荷時の検査をいかに実効あるものとするかが課題。試験データを改ざんできないように、データを試験機から直接とることが必要。

（委員）出荷時の検査に第三者による試験を課して、納入に遅れを生じさせるのはよくない。

（委員）データを加工できないようなシステム（ソフト、プロセス、装置）込みで認定することはできないか。

(委員) 出荷時に 100%検査するのであれば、製造能力は自己申告でよく、品質管理は ISO でよい。

(委員) サンプル調査の実施方法、施工者の立会い等、製品出荷段階での再発防止策については、具体的な内容を検討してほしい。

(委員) 東洋ゴムは、製造方法を変えたのに認定を取り直していなかった。どのような場合に認定の取り直しが必要かメーカー側も分かっていないことがある。

(委員) 前提条件が変わったときには認定を受け直すことを、企業に徹底することが必要である。

(委員) 試作段階と量産段階は製造体制が別なので、認定取得時の体制から量産体制に変わる際にその整合を確認した方がよい。

(委員) 海外で製造を行う業者等の場合への対応についても検討すること。

(委員) 不正を行った企業はその後きちんと対応するので、過去に不正を行った企業かどうかはあまり問題ではない。

(委員) 免震材料について縮小試験体を認める告示となっている。メーカーには実大で試験するよう努力してもらうことが望ましい。

(委員) 実大試験機による動的な検証を実施する実現可能性を議論してみてもどうか。

(委員) 告示を含む法令が時代にあったものになっているか、サーベイランスする必要があるのであるのでは。

(2) 調査報告書（公表版）について

(委員) 新たな不正の事実の判明により、問題がある物件が増えていないのか。

(事務局) 新たに増えた物件はない。

(委員) 今までに言及した安全性が覆るわけではない。

(委員) 調査報告書によると東洋ゴム製品全部がだめだという印象を受けた。所有者等の不安が増えることに対し、配慮が必要。

(委員) 新たな事実として判明した品質管理部における改ざんについて、なぜこのようなことが起きたのか来週までに整理すること。

(委員) 前回の不正への再発防止策の実施と平行して不正が行われたことを担当がどう認識していたのか。

以上

免震材料に関する第三者委員会（第5回）議事要旨

日時：平成27年6月29日（月）16：00～17：30

場所：中央合同庁舎3号館4階幹部コーナー会議室

（1）東洋ゴム工業（株）の社外調査チームによる調査報告書及び同社の原因究明・再発防止策について

（事務局）委員より事前にいただいたご意見を紹介する。品質保証部における新たな不正の判明に伴い、既に確認済みの構造安全性への影響の有無を示すべき。東洋ゴム工業の再発防止策には交換改修に触れられていないので、交換改修に向けた具体的な対応方針を示すべき。社外調査チームの報告書はしっかりした内容と考える。ただし、調査範囲が免震材料に限定されており、タイヤ部門の調査まで踏み込んでいなかったのが残念。東洋ゴム工業の再発防止策はステレオタイプの印象を受けた。再発防止策の実効性を後押しする方法として行政側の介入も一つの方法。以上。

（委員）既に確認済みの構造安全性への新たな不正の判明による影響については、生データのエクセルから確認をしているので、懸念はないと判断してよいのでは。

（委員）構造安全性の検証は製品検査の生データから行っているのでは、問題はない。

（委員）東洋ゴム工業による再発防止策で、交換改修に向けた具体的な方針について言及されていない件についてはもっともな指摘で、同様に懸念を感じている。

（委員）本委員会では、タイヤ部門の調査にまで踏み込まなくてもよい。

（委員）社外調査チームが検証した等価剛性や等価減衰定数などの性能以外のデータも、再確認することが必要。東洋ゴム工業の再発防止策については、国土交通省においても抜き打ちによる立入検査などにより、適切な体制の維持が図られるよう取り組まれない。

（事務局）検証が十分ではないところがあるとのことご指摘については、方向性を整理させていただきたい。

（委員）社外調査チームによる報告書はよくできているが、専門家から見ると少し足りていないため、国交省としてどうすべきかについては、次回以降検討を行った後に言及する。

（委員）社外調査チームの報告書では、2000年以前に38条認定があることを理解して書かれているのか。

（事務局）2000年以降の大臣認定について調査をしている。

（委員）38条認定のものについても調査を求めなくて良いか。

（事務局）2000年以前は東洋ゴム工業が認定を取得しているものではなく、また、初期の段階のものは調査が困難。

（委員）この度の事案を受けての再発防止については、これを形骸化させないために不断の努力を求め。大臣認定の仕組みについて明確なものがないため、この度の事案のように勝手に解釈される等の事態が起きるのでは。研究機関に対し、

国交省が勉強会を実施する等指導することはできないのか。今回の被害者である顧客・消費者の不安に対する対策が皆無であるが適切か。そもそも論であるが、同一担当者の人事ローテーションがない等の組織体制が整っていない企業が製品を製造することを許容して良いのか。

(委員)東洋ゴム工業の危機感が見られない点が気になる。この度の事案を受けて、今後このような事態を予防することが最も重要なことである。そのためにもチェック体制を整える必要がある。

(委員)顧客、消費者に対する対応がほとんど示されていない。メーカーとしての姿勢に疑問を感じざるを得ない。

以上

免震材料に関する第三者委員会（第6回）議事要旨

日時：平成27年7月17日（金）13：00～15：00

場所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

（1）原因究明・再発防止策について

（委員）設計者と施工者が分かれているときは、設計者が動かないと施工者は動けないため、改修を進めるためには設計者へのアプローチが必要。アドバイザーをつけて、設計者にコンタクトをとるなど、設計者を動かす仕組みを考えてあげる必要がある。

（事務局）顧客との間では施工者が直接責任を負うこととなるので、設計者には施工者から依頼することとなる。施工者を中心に動いてもらうこととなるが、その体制ができていないかは、国交省でも、東洋ゴム工業から報告を求め、フォローしている。

（委員）交換改修について、設計も含め交換の段取りからきちんに行うように、少し丁寧に書いた方がよい。

（委員）施工者は設計者に、法的な書類の作成やチェックの役割と施工が適切さを第三者的に確認する役割を期待しており、それぞれの役割を書いた方がよい。

（委員）設計者・施工者の役割はケースバイケースでもあるので、交換改修に当たって、設計者の役割、施工者の役割を正しく認識した上で進めるようにと書くのはどうか。

（委員）免震装置の技術者が少なく、所有者や施工者より話が通じない可能性が指摘されている。社外でもよいが、免震材料のことがわかる人を入れる必要がある。

（委員）指定性能評価機関が品質管理体制を実地に検査するとしている一方、新規開発の場合は体制が整っていないので別途補完的に国がチェックするとし、認定段階では体制を見なくてもよいような書き方になっていることが気になる。

（事務局）指定性能評価機関の法律上の業務は認定段階の性能評価までであるので、製品出荷段階における確認は国等による補完的な調査で行うとして書き分けている。

（委員）認定後に製造が稼働したところで体制を報告させるという条件付きの認定はできないのか。

（事務局）6月から施行された法改正で国は報告を求めることができるようになったので、認定後の体制は、別途手続きとして報告を求めることとなる。

（委員）免震材料について全数出荷時検査を行うことが大前提となっているとは読めない。品質管理の方法は、製造プロセスで管理するか出口で管理するのだが、今回の不正を踏まえ、どこで担保すれば良いかが重要となる。大臣認定を取得する度に工場の実地検査を行うのは非常に過負担なことを求めることになりかねない。出荷時全数検査が実質的に行われていることを書いておいて、それを前提に実地検査を柔軟に運用できるような書き方にしておいた方がよい。

- (委員) 出荷時検査のデータが改ざんされていたこと、免震材料については通常全数検査を行っていることがわかる記述とすること。
- (委員) 海外で生産しているものは、実地検査ができないなので、認定できなくなるのでは。
- (事務局) 海外でも実地検査を行う。
- (委員) 認定を何回も取り直すケースがあるが、そのたび毎に実地検査を行うのか。
- (事務局) 軽微な変更に近いような認定の取り直しなど、従前に認定した内容で大丈夫ならば、実地検査を省略することは考えられるので、柔軟に対応できるような表現にしたい。
- (委員) 認定段階にチェックする人と製品出荷段階でチェックする人はいずれも性能評価機関だが、立場を分けた方がよいのでは。
- (事務局) 性能評価機関は能力的にも最も確認能力があるということと、認定を受ける者と離れた立場であり、第三者性があることから問題はない。
- (委員) 認定段階で認定した物が製品出荷段階で出荷されていることの審査であれば、認定段階の者が行っても利益相反にはならない。
- (委員) 過去の不正について、いつまでが責任範囲になるのか。ずっと背負い続けるのか。
- (事務局) 3～5年程度かという感覚はあるが、事案の重大性によって変わる。
- (委員) 申請者が変な抜け道を探すようなことは本意ではない。どうとらえられるかも含め、書き方を考えたほうがいい。
- (委員) 時効などはないので、政策論でみんなが納得できる程度で決めるしかない。
- (委員) 不正を行った企業に対する重点チェックを行うとして正面から出す方法と、少しオブラートに包んで、過去の経歴も含めて重点チェックを行うとして出す方法がある。
- (事務局) 免震材料について記載している部分であり、国会の審議経緯等も踏まえると、はっきりと書いた方がよいと考えている。
- (委員) 今回の報告書としてはこれでよい。今後、大臣認定制度そのものに関して行う時は、ある企業の不正がその関連会社に及ぶか否かを明確にしておいたほうがよい。
- (委員) 海外には被害者支援の仕組みがあるが、今回は法律相談ができるような窓口はあるのか。
- (事務局) 紛争処理支援センターで相談を受け付ける仕組みを作っている。
- (委員) 相談窓口についても、第三者委員会として国に要求する事項としてきちんと対応するように、と記載しておきたい。
- (委員) 過去に不正を行った企業に対するチェックとして、第三者機関でのデータを出さないと収まらないのではないのか。自社試験でよい、というように読める。それくらい徹底した方がよいのではないのか。
- (事務局) メリハリをつけるという意味で、第三者機関による審査を要求するか項目によって検討したい。
- (委員) 抜き取り調査等を第三者機関が行わないと、信頼性がないのではないのか。

不正を行った企業が大臣認定を取得するためにはそれくらい求めてもよいのでは。

(委員) 国内の第三者機関に試験装置がないので、そこまで要求すると排除することになってしまう。ご検討いただきたい。

(委員) 性能評価機関が申請者のところで行う性能試験に立ち会う体制が整うなら、第三者機関での試験まで求めなくてよいと考える。

(2) 免震材料の不正事案に係る建築物における免震材料の交換改修工事前の仮使用認定の取扱い等について【報告】

(委員) 現実的には、いろんな問題も考えられるので、適切に対応するようお願いしたい。

(3) 免震材料の交換改修工事中の建築物の安全性のガイドラインについて【報告】

(委員) ただし書きの部分は、建築基準法の解釈か。

(事務局) 改修工事中は建築基準法の対象外。基準を下回る場合もありうる。

(委員) 工事中であっても住んでいれば、居住者への説明責任があると考ええる。ただし書きの①は、どのくらいの短期間であるか説明した方がいい。日建連の考えているのは、交換時に何もない状態を数分程度の短期間で行うという方法を検討しており、そういう方法で行うように指導してほしい。

(委員) 限りなく短い期間というのは不明確。説明で十分伝わるようお願いしたい。

(委員) このガイドラインは、今回の不正事案に限定したものなのか。例えば、50年後の免震装置の交換にも使えるものなのか。

(事務局) 現時点の考え方で、東洋ゴム工業以外の場合でも適用になる。将来的に、技術が進展すれば、更新していく可能性はある。

(委員) 報告案件ではあるが、ガイドラインが出ることは了解した。

以上

免震材料に関する第三者委員会（第7回）議事要旨

日時：平成27年7月29日（水）10：00～11：30

場所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

（1）報告書（案）について

（委員）3ページから4ページにかけて、何が不正だったかについて、55棟と99棟、G0.39とG0.35などの関係を丁寧に書いた方がよい。

（委員）東洋ゴム工業の社外調査チームの最終報告書で、品質管理部が勝手に数字を書きかえたことが出てきた。この不正は性能として関係ない範囲だったが、このことに対するフォローがこの報告書の中にないので、言及したほうが安心。

（委員）「なお、その後判明した品質管理部における改ざんについては、上記の検証が元データに基づいて行われているので影響を与えない」という趣旨の一文を入れる。

（委員）19ページの「②工事施工者等によるチェックの形骸化」の「形骸化」は、他の記述にあわせると「限界」になる。

（委員）参考2-11ページの25行目は、伝聞なので、「免震装置の技術者がいないと思われるため、所有者や施工者より言葉が通じない可能性がある」が正確。

（委員）参考2-6ページの9行目の「過失相殺の問題」は、文脈的には不要。

（委員）参考4-1ページの下の方の説明として、「認定品との製品同一性は確保されていると認められる」と書いてあるが、枠の外側に出ている不良品も出荷していたことを書いた方がよい。

（委員）「ばらつき」という言葉が分かりにくいから「ずれが大きい」「ずれが小さい」と直す議論があった。

（委員）製品同一性の有無と大臣認定の有効性は一対一対応であるため、「製品同一性」という言葉を使うなら、「おおむね」ではなく、「確保されていると認められる」と書いたほうがよい。改ざんされたことを書くかについては、この図は性能値との関係を示しており、ここではデータとしての事実を示せばよい。

（委員）東洋ゴム工業の弁護士による報告書で、大臣認定の際に実験をしないでデータを作ったとの記述があり、大臣認定の部分が確かなのか不安になっている人が多い。交換について26ページの記述で不安を払拭できるか。G0.39以外のものについて、妥当性を検証の上、製造、交換できる道を開いているが、説明として十分か。

（委員）全体の枠組みは、所有者と十分相談して、納得が得られるのであれば使ってもいい、納得しないのであれば変えるということであった。

（委員）26ページの6行目に「具体的には、限界性能及び各種依存性に関する抽出試験を行い、その結果について第三者が検証を行うこととし」とあり、そのまま使うということではないことが読み取れる。8行目の「行うことを条件に、国が交換改修用の免震材料に限定して出荷を認めるといった対応も考えられる。」

は、国に対する第三者委員会としての意見である。運用するときに国土交通省が東洋ゴム工業に対してしっかりやれと言うという前提であればよい。

(委員) 26ページの5行目の「再度試験」という表現について、1回実験を行った後、もう1回実験を行うことは不適切なデータを得ることになるとの議論があったが、それと同じことをやっているイメージを与える。

(委員) 参考2-11ページの16、17行目は、不要ではないか。

(事務局) 報告書(案)については、本日の委員会を踏まえて、委員長と相談の上、確定させていただき、国土交通省のホームページにおいて公表させていただく。

以上

国土交通省
平成27年3月18日

指 示 事 項

- 対象建築物の所有者に対し迅速、かつ、丁寧に説明を行うこと。また、その個々の説明等の対応状況につき、逐次把握し報告すること

- 所有者が不安を抱いているため、対象建築物は、建築物全体の構造安全性が損なわれているものでなく、免震装置によって建築物の揺れを抑える機能が低下しているものであることについて、会社として責任を持って丁寧な説明を行うこと

- 現在行っている構造安全性の検証については、来週半ばまでに緊急の安全性の把握を行うとともに、今月中を目標として調査を実施するよう会社を挙げて全力で取り組みを行うこと。
この際、国土交通省において設計者等への協力依頼をはじめとする技術的支援は惜しまず実施する。

- 検証の結果を踏まえ、必要な免震材料の交換・改修その他必要な対策については、会社が全責任を持って速やかに最後まで行うこと。さらに、その他の所有者の意向についても丁寧に把握し、誠意をもって対応すること。

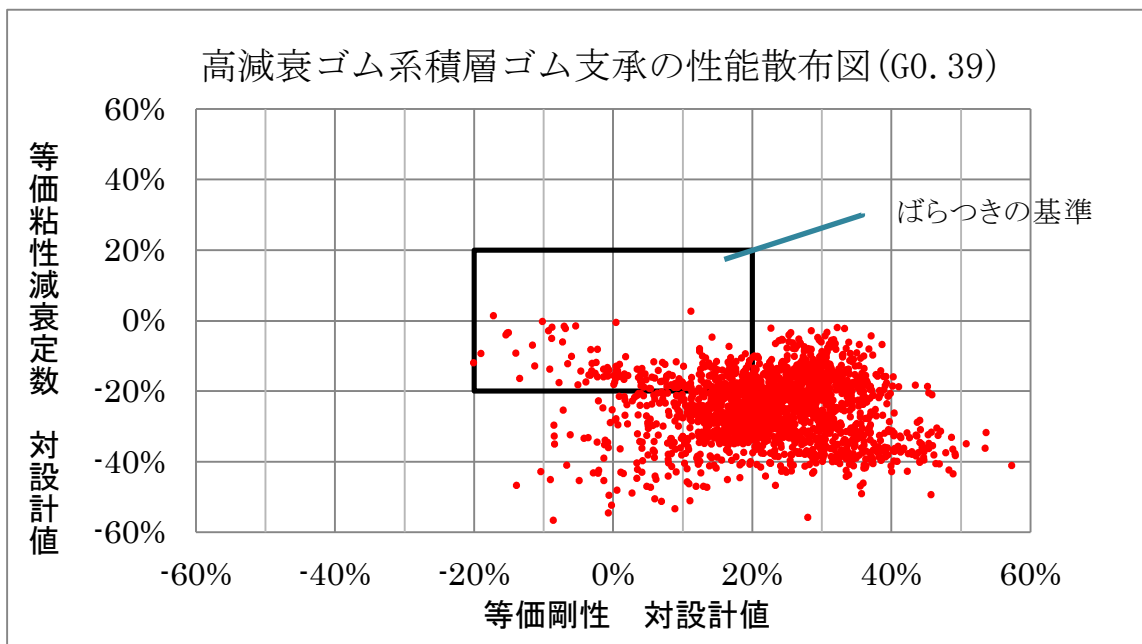
- 平成19年の性能評価試験における不正受験の再発防止策の検証も含め、今回の事象が生じた徹底した原因究明及び責任の所在の明確化、さらなる再発防止策の検討を行うこと

- 他的大臣認定について、改めて法適合性を確認すること。

以上

製品検査における性能値のずれと基準値との関係

高減衰ゴム系積層ゴム支承(G0.39)については、認定した基準値とのずれが大きく、認定品との製品同一性が認められない。



G0.39 以外の免震材料については、認定した基準値とのずれが小さく、枠内に入っているものは認定品との製品同一性は確保されていると認められる。

